

決算特別委員会記録

1 日 時 令和4年10月27日（木）
 午前 9時58分 開会
 午後 3時41分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（22名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 永 易 英 寿 | 副委員長 | 小 野 辰 夫 |
| 委員 | 小 野 志 保 | 委員 | 片 平 恵 美 |
| 委員 | 合 田 晋一郎 | 委員 | 白 川 誉 |
| 委員 | 伊 藤 嘉 秀 | 委員 | 越 智 克 範 |
| 委員 | 井 谷 幸 恵 | 委員 | 神 野 恭 多 |
| 委員 | 米 谷 和 之 | 委員 | 篠 原 茂 |
| 委員 | 河 内 優 子 | 委員 | 黒 田 真 徳 |
| 委員 | 藤 田 誠 一 | 委員 | 田 窪 秀 道 |
| 委員 | 伊 藤 謙 司 | 委員 | 藤 原 雅 彦 |
| 委員 | 大 條 雅 久 | 委員 | 藤 田 幸 正 |
| 委員 | 伊 藤 優 子 | 委員 | 近 藤 司 |

4 欠席委員

委員 山 本 健十郎

5 その他出席者

| | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 代表監査委員 | 鴻 上 浩 宣 | 監査委員 | 杉 本 茂 利 |
| 監査委員 | 仙 波 憲 一 | 監査委員事務局長 | 山 内 嘉 樹 |

6 説明のため出席した者

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 副市長 | 加 藤 龍 彦 | 副市長 | 原 一 之 |
|-----|---------|-----|-------|

企画部

| | | | |
|------|---------|--------------|---------|
| 企画部長 | 亀 井 利 行 | 総括次長（総合政策課長） | 加 地 和 弘 |
| 財政課長 | 藤 田 英 友 | | |

市民環境部

| | | | |
|----------------|---------|------------|---------|
| 市民環境部長 | 長 井 秀 旗 | 総括次長（市民課長） | 伊 藤 裕 敏 |
| 環境エネルギー局長 | 松 木 伸 | 危機管理監 | 小 澤 昇 |
| 地域コミュニティ課長 | 藤 田 清 純 | 危機管理課長 | 高 橋 良 徳 |
| カーボンニュートラル推進室長 | 小 島 篤 | 環境衛生課長 | 安 藤 寛 和 |
| 廃棄物対策課長 | 近 藤 淳 司 | 人権擁護課長 | 上 野 壮 行 |
| 清掃センター所長 | 岡 部 文 仁 | | |

経済部

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 経済部長 | 宮 崎 司 | 産業振興課長 | 松 原 広 |
| 観光物産課長 | 矢 野 佳 美 | 地域交通課長 | 守 谷 典 隆 |

| | | | |
|----------|------|----------|------|
| 農地整備課長 | 神野幸彦 | 別子山支所長 | 鍋井慎也 |
| 産業振興課参事 | 大谷寛 | 農林水産課副課長 | 岡田成弘 |
| 農林水産課副課長 | 近藤尚志 | | |

建設部

| | | | |
|----------|------|------------|------|
| 建設部長 | 三谷公昭 | 総括次長（用地課長） | 飯尾誠二 |
| 都市計画課長 | 町田京三 | 道路課長 | 高橋宣行 |
| 建築指導課長 | 横山和良 | 道路課技幹 | 亀井英明 |
| 建築指導課副課長 | 瀬崎千尋 | | |

出納室

会計管理者（出納室長） 高橋 司

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 近藤 弘二

港務局事務局

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 港務局事務局長 | 高橋正弥 | 港湾管理課長 | 山下 武 |
|---------|------|--------|------|

消防本部

| | | | |
|--------------|------|----------|-------|
| 総括次長（消防総務課長） | 後田 武 | 消防総務課副課長 | 宮武 太郎 |
|--------------|------|----------|-------|

7 委員外議員

| | |
|----------|-----------|
| 議長 藤田 豊治 | 副議長 高塚 広義 |
|----------|-----------|

8 議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 高橋利光 | 議会事務局次長 | 高本 光 |
| 議事課議事係長 | 和田雄介 | 議事課主事 | 田辺和之 |

9 付託案件

認定第2号

10 会議の概要

午前 9時58分開会

○委員長（永易英寿） 昨日の運転免許証自主返納促進事業費の答弁に関し、高橋危機管理課長より発言を求められていますので、許可します。

○高橋危機管理課長 昨日、神野恭多委員から質問のありました代行業者の支援内容については、代行を依頼するグループの中に運転免許を返納された方がいる場合に、代行運賃の1割引きの支援を受けることができるものです。

認定第2号 第3グループ質疑

【環境活動促進費】

○委員（合田晋一郎） 環境関連団体などどのように関わり、協働事業に取り組んでいますか。

また、市民の環境行動の促進にどのような効果があったと捉えていますか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 まず、環境関連団体との協働事業への取組ですが、新居浜市地球高温暖化対策地域協議会では、現在、291の事業所及び個人が登録し、市民、事業者、行政が協働して地球温暖化対策に取り組んでおり、これまでマイバッグ持参推進キャンペーンやエコドライブ講習、クールチョイスの普及啓発等に取り組んでいます。

また、市民団体であるいはま環境市民会議では、委託事業として、自然観察体験会、キッズエコ活動、自転車マイレージ活動などを行っているほか、夢遊友うずいに補助金を支出し、渦井川の清掃やアメゴ放流等の環境保全活動の支援をしています。

次に、それらの効果については、これら様々な環境活動に幅広い世代の方々に参加をしていただいております。講座や体験を通して環境保全活動への理解を深めるとともに、環境保全行動の促進や環境意識の醸成に効果があったものと考えています。

【猫不妊・去勢手術補助事業費】

○委員（藤原雅彦） まず、猫不妊・去勢手術を何匹補助したのか。

次に、近年、野良犬の駆除の相談件数が減っているが、反対に野良猫の相談件数が増えています。この猫不妊・去勢手術補助事業が有効な手段

だと思いますが、この事業の周知はどのように行っていますか。

○安藤環境衛生課長 まず、何匹補助したかについてですが、昨年度、雌30匹、雄1匹の不妊・去勢手術について補助を行いました。

次に周知方法についてですが、事業の開始に合わせ、市政だよりやホームページ等で広報するとともに、市内動物病院にチラシを設置し、周知を図りました。また、令和3年9月号の市政だよりにおいて、人と猫の関わりについて特集記事を掲載し、不妊・去勢手術の必要性について啓発を行うとともに事業の周知を図りました。

○委員（米谷和之） 殺処分数や苦情に関するものなど、事業成果をどう把握、検証したのでしょうか。

地域猫活動等に取り組む市民団体等との連携実績をお伺いします。

○安藤環境衛生課長 まず、事業成果の把握についてですが、本事業は、飼い主のいない猫の望まれない繁殖を防ぎ、良好な生活環境を保全することを目的としており、新居浜市から動物愛護センターに送致される猫の減少が成果となると考えています。全体的に送致される猫の数は減少傾向にあります。事業開始初年度ということもあり、事業の効果までは判断できない状況です。

しかしながら、補助を受けて、不妊・去勢手術を受けた猫の頭数が増えることも成果であり、将来的には殺処分される猫の減少などにつながるものと考えています。

次に、地域猫活動に取り組む市民団体等との連携実績については、令和3年度には2回、市内で活動されている動物愛護団体と意見交換会を実施しました。猫不妊・去勢手術補助事業の要件が厳しく、利用しづらいとの意見が多く出されましたことから、今年度から対象となる病院を新居浜市内の病院から愛媛県内の病院へと要件を緩和するなど、利用しやすい制度に改めたところ、9月末で60件を超える利用がありました。

○委員（米谷和之） 手術すれば、そこから生まれる子供の数が減るのは当然ですが、それではなく、猫を減らすというのは、トータルでその地域の猫に対処する、いわゆる地域猫の活動がなければいけないというのは、全国的な通説だと思います。初年度から地域猫の活動を住民の方と市民団体への呼びかけだけでは、活動はなかなか生まれ

るものではないため、市が仲立となって、市民団体と地域を結びつけるようなモデル事業を実施してはどうかと話をしてきたが、地域猫のモデル事業を実施するめどはあるのでしょうか。

○安藤環境衛生課長 地域猫のモデル事業についてですが、まずは飼い主のいない猫の問題を地域の問題として捉えてもらい、継続して地域猫活動に取り組んでいただくためには、その地域の皆様の地域猫活動への深い理解が必要になると思っています。現状では、個人からの苦情が多いところであり、地域として取組をしたいという要望は聞いていません。市としても、広報等で目的や内容について周知啓発するとともに、愛護団体とも連携しながら、活動に取り組めるよう、支援の在り方についても、今後検討していきたいと考えています。

【省エネ・新エネ設備導入支援事業】

○委員（近藤司） まず、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス及び家庭用蓄電池システムの設備内容について具体的にお伺いします。

2点目、令和2年度の設置補助件数116件に対して、令和3年度は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス13件、家庭用蓄電池74件の87件と、利用実績が少なくなっていますが、その原因をどのように分析していますか。

3点目、このシステムは平時は発電した電気を効率よく使い、災害時には非常用電源としても活用できるので、今後、この事業を推進すべきと考えますが、具体的な方策について考えていますか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 まず、具体的な設備内容についてですが、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外壁や屋根などの断熱性能等の向上及び高効率な空調設備や給湯設備等の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等により、年間のエネルギー消費量の収支がゼロ以下となる住宅のことです。

家庭用蓄電池システムとは、再生可能エネルギー等により発電した電力または夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等、必要に応じて電気を活用することを主目的とした定置型のシステムのことを言います。

次に、令和3年度の利用実績が少なくなった原

因については、令和3年度からネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの補助対象を、県内事業者が施工した住宅に限定したことが主な要因と考えています。

次に、本事業を推進するに当たっての具体的な方策についてですが、本事業は、温室効果ガスの削減のみならず、防災力の向上にもつながることから、今後も推進していきたいと考えていますが、財源としている県の補助額が年々減少していることから、国の補助金の活用についても調査検討を進めていきます。

○委員（片平恵美） 令和4年度は6月には予算額に達したとして受付が終了しているということがホームページに出ていましたが、令和3年度はどうだったのでしょうか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 令和3年度については、令和4年1月に予算額に達し、受付を終了しています。

○委員（片平恵美） 省エネ・新エネの普及がカーボンニュートラルの大きな柱になるとは思いますが、補正予算を組み、希望者に応えるという考えはなかったのでしょうか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 昨今のコロナ禍での厳しい財政状況の中、安易に補正予算ということは考えられません。先ほど説明したように、県の補助金頼みでは、十分な財源とならないため、環境省の補助金を活用した補助制度を今後検討していきたいと考えています。

【廃棄物処理施設対策費】

○委員（黒田真徳） 平尾谷埋立所跡地及び磯浦最終処分場跡地の維持管理業務の主な内容、携わる人数などを教えてください。

経年による維持管理業務などの変化はありますか。

○近藤廃棄物対策課長 最終処分場は、廃棄物の埋立が終了した後も、埋立地内から排出される浸出水の処理を継続することが廃棄物処理法で義務づけられていますので、平尾谷埋立所跡地及び磯浦最終処分場跡地維持管理業務の主な内容としては、この水処理施設の機器類について操作及び点検を行い、運転管理することとなります。また、これらの業務は、市内事業者に運転管理業務の委託をしており、運転員2名により業務を行っています。

次に、経年による維持管理業務の変化について

ですが、両施設とも埋立終了から維持管理業務の内容に大きな変化はありません。

【家庭ごみふれあい収集事業費】

○委員（伊藤嘉秀） ごみ出しが困難な対象世帯は、令和3年度で何世帯ありましたか。

また、近年、数か年の対象世帯数の推移を教えてください。

支出された金額は、収集ごみの量で計算か、それとも訪問回数で計算か、業務委託の契約形態を教えてください。

○近藤廃棄物対策課長 家庭ごみふれあい収集を利用している世帯については、介護認定を受けている高齢者の方や障害者手帳1級、2級の交付を受けている障害のある方などで、ごみ出しが継続的に困難な方となっております、令和4年3月31日現在で817世帯です。

次に、対象世帯の推移について、過去5年間では、平成29年度が618世帯、平成30年度が629世帯、令和元年度683世帯、令和2年度731世帯、令和3年度817世帯となっています。

次に、業務委託の形態について、ふれあい収集は、週に1回、戸別収集をしており、訪問1回当たり562円の単価で、シルバー人材センターに業務委託をしています。

○委員（大條雅久） 先ほども世帯数で出たと思いますが、事業費が令和2年度より83万8,000円増加しています。過去の事業費の推移を見ても、同様に毎年70万円程度ずつ増えています。増加の理由は何ですか。本事業の利用実績が年々伸びていると見えますので、今後の事業継続に支障はないのか、将来的にはどう考えているのか、教えてください。

○近藤廃棄物対策課長 まず、事業費増加の理由については、高齢化社会や核家族化の進展に伴い、家庭からのごみ出しが困難な方が増えていることが原因であると考えています。

次に、利用者が年々伸びており、事業継続に支障はないかということについては、65歳以上の要支援・要介護者数、65歳以上の独り暮らしの世帯は増加傾向となっていますが、今後、直ちに現在の収集体制において事業継続に支障はないものと考えています。しかし、今後の人口減少及び高齢者人口の増加を踏まえ、家庭ごみ収集運搬を含めて、その体制を検討する必要があると認識しています。

○委員（大條雅久） 支障が起きるかどうかなどというのは、例えば平成30年は1,419万でしたが、毎年増えて、今が1,649万になっています。いくらまで構わないのですか、そういうことを聞いているのです。じゃあ、もう3,000万にもなったから、困ったから全部自己負担にしてもらおうとなって、週に1回562円、払える世帯は払ってくださいとか、将来像はどういうふうに見ていますか。

○近藤廃棄物対策課長 事業費は年々増加しており、先ほど言われたように、幾らまでだったらいいのかというところですが、人口も減ってきて、通常のごみ収集についても効率化できる部分もあると思います。ふれあい収集についても、今は3地区に地区割りして収集していますが、対象世帯が増えてくると、効率化できる場所もあると思います。そういうところも考えながら、それと併せて、費用負担というのでも検討しなければいけないとは考えています。

○委員（大條雅久） 今の答弁にあった効率化って何を指すのか。例えば、単価562円が効率化することで400円、300円に下がるって話なのか、あまり考えにくいですよ。アップを考えているのかどうかというのをまずお聞きしたのです。この事業も2,000万円超えたらやめようとか、そんな話は出たのか出ていないのか。いつかは高齢者も減りますが、それは大分先の話ですから、心配しているのです。展望をお聞かせください。

○近藤廃棄物対策課長 現在のところ、その事業費が幾らまでというところは設定していません。

効率化のところについては、対象世帯が増えてくると地区割りを見直すことで、効率的な収集ルートを検討することができますので、そういう効率的な収集をすることで単価を下げることはできるのではないかと考えています。

○委員（大條雅久） 多分単価を下げるのは無理だと思います。全て給料も上げましょうと言っているのですから、そんなことは到底ないので、ちょっと将来的な展望を考えたほうがよいと思います。

○委員（米谷和之） 先ほどからお話が出ているごみ出しが困難な対象世帯、今お話しされているのは対象世帯数で、それはイコールこのふれあい収集を利用している世帯ということですか。

○近藤廃棄物対策課長 そうです。利用している世帯ということになります。

【清掃センター焼却灰等処理事業費】

○委員（近藤司） 清掃センターで発生した焼却灰の処理経費が令和3年度3,207万9,000円かかっていますが、愛媛県廃棄物処理センターで処理していたときと比較して、処理経費についてはどのようになっていますか。

主灰3,873.59トンのうち245.99トン、飛灰748.69トンのうち605.39トンの処分委託先はどうなっていますか。また、残りの主灰、飛灰の処理はどのようにしていますか。

○岡部清掃センター所長 処理経費については、焼却灰の多くを愛媛県廃棄物処理センターで処理していた平成29年度が2億4,999万3,000円であることから、処理経費としては大幅に削減されています。

灰の処理については、委託先は株式会社クリーンダストです。残りの灰の処理については、新居浜市の最終処分場で埋立処理をしています。

○委員（近藤司） 処分の委託先は、どこの業者ですか。

○岡部清掃センター所長 西条の株式会社クリーンダストです。

○委員（近藤司） 今の話では、飛灰はそうでもないですが、主灰のほうが3,873トンのうち245トンを委託して、あと菊本の最終処分場で処理しているとのことですが、この菊本の最終処分場に毎年3,000トン余り持って行って、この処分場の使用期間にどれぐらいの影響が出てくるのか。また、延命していると思うのですが、最終的にはいつ頃菊本の処理場が満杯になるのか、そのあたりを教えてください。

○岡部清掃センター所長 最終処分場についてですが、予定より長くもつと聞いています。

○松木環境エネルギー局長 灰を菊本最終処分場へ持っていく影響というのは当然ありまして、毎年数千トン持って行っていい中で、使用期間というのは灰を一切処分しないときから比べて短くなるというのは当然あります。

ただし、今現在の推計では、それでもなお数十年、今後のごみ量の変化によって変わってくるので、はっきりした数字は言えませんが、50年ほどはあるのではないかと見込んでいて、先般の延命化は遮水工の延命で、一定の期間延命しましたが、この期間を上回る期間が埋立可能というふうに考えています。

○委員（近藤司） 毎年3,000トン前後ぐらい菊本処分場に持って行っても、まだ最終的には50年ぐらい使えるというふうな考え方でいいですか。

○松木環境エネルギー局長 あくまで容量的には何十年可能だということです。構造物がそれだけ今もつというわけではなくて、容量的に四、五十年ぐらいはあると、計算上はそのような結果になっています。

【ごみステーション適正管理推進事業費】

○委員（田窪秀道） 市内225自治会に地域環境維持活動支援金を交付されましたが、交付金による主立った成果を教えてください。

非自治会員のごみ出しを許可したのであれば、非自治会員全てにごみカレンダーを配布しなければ不分別ごみも減らないと感じますが、行政はどのように考えているのか、教えてください。

監視カメラを取り付けたのは13自治会、16台ですが、取り付けたことによる自治会員や市民からのクレーム等があればお聞かせください。

仮に当該自治会員が不分別ごみをステーションに出して、カメラに映っていた場合、誰かが注意を促さなければ取り付けた意味はないと思いますが、実際そのような事案はなかったのか、教えてください。

○近藤廃棄物対策課長 まず、交付金による主立った成果について、地域環境維持活動支援交付金に関する単位自治会へのアンケート結果では、回答があった自治会のうち19%の自治会が、交付金の申請に当たり容認していなかった自治会未加入者のごみステーション利用を新たに容認することとしたとの回答があり、自治会加入、未加入に関わらず、地域の方が地域のごみステーションを利用できる環境が一定広がったのではないかと評価しています。

また、その交付金の使い道についての回答のあった111自治会のうち約45%が、ごみボックスの整備、掃除道具の購入など、ごみステーション管理の負担軽減に役立っているほか、約25%が自治会運営費に充てるなど、自治会の負担の軽減にも寄与しているものと評価しています。

次に、自治会未加入者の方へのごみカレンダーの配布については、以前から公民館、本庁及び支所で配布しているほか、令和元年から自治会にごみ収集カレンダーの配布をお願いする際、自治会未加入者への配布もお願いしており、現在、約半

数の自治会に御協力いただいているところです。

また、市の公式LINE上で閲覧できるようにするなど、SNS等を活用した周知も行っていますが、今後も継続して自治会加入、未加入に関わらず、分別の周知が進むよう取組を進めていきたいと考えています。

次に、監視カメラに関するクレーム等については、現在まで、自治会員の方や市民の方からのクレーム等はありません。

最後に、カメラに不分別のごみを出すところが映っていた場合、誰かが注意を促さなければいけないが、そのような事案はなかったのかということについてです。

監視カメラを設置されている自治会に尋ねたところ、分別されていないごみをステーションに出す様子が映っていた場合、自治会の役員の方が注意を促していると伺っています。このほか、今回補助でつけたカメラではありませんが、自治会独自で設置したカメラに事業者がごみステーションにごみを出す様子が映っていた事例では、自治会からの相談を受け、市で当該事業者に注意を促した事例があります。市としても、ごみステーションの適正利用に自治会と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○委員（田窪秀道） この事業費の行政目的は、ごみステーションの適正管理を推進するというところで、先ほど回答があった非自治会員のごみ出しに一定の理解を示せたとか、ごみのボックスを購入したり道具を購入したりというのは分かりますが、1点、その中で25%は自治会運営費に充当したと、この自治会運営費というのはどんなことを指しますか。例えば、自治会で祭りに充当したとか、そういうことも構わないという理解でよいですか。

○近藤廃棄物対策課長 先ほど言われた自治会活動全般に使うということで構わないというふうにこの交付金のルールはしています。

○委員（田窪秀道） 名称的に環境に特化した、ごみステーションの適正管理とか、地域環境などの名称ですが、それ以外の自治会運営に使ってもよいという考えですか。

○近藤廃棄物対策課長 この交付金は創設当時から広く自治会活動全般に使っても構わないということで創設した交付金になります。

○委員（田窪秀道） 自治会運営費などで使った

場合に、その品目等に対して領収書を提示する必要があるのかないかだけ教えてください。

○近藤廃棄物対策課長 交付金としていただきますので、使用した使い道、金額等について後から報告が必要ということにはなっていません。

○委員（篠原茂） ごみ収集ボックスの設置補助、ごみステーション監視カメラの設置補助金は1件当たり幾らでしょうか。また、何件まで申請できますか。

○近藤廃棄物対策課長 まず、設置補助の上限額については、ごみ収集ボックス設置補助金は、1件当たり、設置に要する費用の2分の1で、上限額が10万円で、ごみステーション監視カメラ設置補助金は、1件当たり、こちらも設置に要する費用の2分の1で、上限が3万円の補助金となります。

また件数については、1自治会当たりの申請件数の制限は設けていませんが、昨年度は公平に設置希望自治会の補助金の交付ができるように、事前に設置希望調査を行いました。予算を超過する場合は抽せんによる補助対象を決定する方針としていましたが、設置希望数は予算の範囲内で処理できています。

○委員（神野恭多） 今の答弁の中で、令和3年度はこの事業によって一定の成果というのは感じましたが、大きな課題として、300自治会中225自治会しか申請していない、残りの75自治会に対してどうしても不公平感を感じざるを得ない状況の中で、その課題をどのように捉えて、次にどのようにつなげるかというような話合いがあったのか、もしあればお願いします。

○近藤廃棄物対策課長 昨年度、225自治会から申請がありましたが、75の自治会が申請していませんので、それを拡大していきたい。できれば全ての自治会の方に申請してもらいたいということで、今年度、ごみの有料化に伴い、6月から現在までで全部で15回の自治会への説明会を実施し、その中で、先ほど言われたこの交付金への質問がありました。

以前よりはかなり件数は減りましたが、自治会未加入者の方から、ごみを自治会に入っていないと捨てられないと言われたという相談もあり、実際に相談があった場合は、基本的には自治会とまず相談していただだけませんかという案内をしていますが、いろんな事情がありますので、話を聞いて

て、自治会さんと一緒になって相談したケースもあります。

そういう中で、自治会の中にも交付金に賛成する方と反対する方がおり、なかなか自治会の意見がまとまらないので、ちょっと申請を見合わせるといった意見や、もともと交付金をもらう必要はないと、未加入者の方のごみ出しも以前から認めているし、申請をしないという自治会など、いろんなケースがあります。今年度も自治会にアンケートする予定にしていますが、お互いにコミュニケーションを取りながら、制度の中身の見直しも含めて検討する必要があると考えています。

【平尾墓園事業特別会計】

○委員（伊藤嘉秀） 督促手数料のかかった231区画は、全体の約6%と考えてよいのであれば、数が多いと思うのですが、支払い滞納金額に督促手数料を上乗せして請求できていますか。

○安藤環境衛生課長 督促料の請求については、督促料のかかった231区画については、全て支払い督促金額に督促手数料を上乗せして請求しています。

○委員（伊藤嘉秀） 公共の施設を利用される方で6%の滞納者というのは非常に多い数だと思いますが、その抑制策についてはどのように考えていますか。

○安藤環境衛生課長 多いという指摘については、支払いの請求は、大体お盆前後から8月に行っていますが、その支払いの請求の中でまた督促とならないように、支払い期日等の分かりやすい記述等に努めて、督促支払いにならないような手だてを、今後、講じていきたいと思っています。

○委員（大條雅久） まず使用料及び手数料について、手数料721万6,000円の内訳の中にある滞納繰越分37区画と督促手数料231区画の説明をお願いします。これは、先ほど伊藤委員が6%は多いという感想を言われていましたが、実際いただいた管理料は督促するようになるまでの期間が何年か空いていました。実際、一括で納付した後、期間が過ぎて、追加でいただくようになるまで、判断の期間が何年間かあったかと思いますが、そういうことではないのですか。

また、平面墓地合計3,776区画の現在の使用状況、管理料をお払いになってない区画数といったことをお答えください。

○安藤環境衛生課長 まず滞納繰越分の37区画の

内訳については、令和元年度から徴収を再開し、管理料の督促の分として令和元年度分が2区画、令和2年度分が35区画となっています。滞納手数料231区画の内訳が、それに令和3年度分194区画を加えて231区画となっています。

平面墓地の使用状況と手数料の納入状況についてです。

平尾墓園の平面墓地の使用合計3,776区画のうち、使用中の区画が3,553区画、未使用の区画、いわゆる空き墓所が223区画です。

使用中の区画3,553区画のうち、管理料を請求している墓所は2,880区画で、残り67区画は使用者不明区画です。残り606区画は、使用許可を受けてから20年が経過しておらず、管理料を20年分先払いしていただいているため、管理料の支払いの対象ではない区画となっています。

手数料の納入状況については、管理料を請求している2,880区画のうち2,836区画から管理料を納付していただいています。

○委員（大條雅久） 今回整備した無縁と判断した場合の墓石の収納スペースには、取りあえず何基移動する予定ですか。それとも、まだ予定はないのですか。

○安藤環境衛生課長 無縁改葬については、現在のところ、公告している区画が8区画あります。このまま手続の申出がない場合は、その8区画について今年度中に移転を実施する予定です。

○委員（大條雅久） 無縁と判断する区画というのは、連絡がつかないということかと思いますが、先ほど来出していた231区画については、督促が届いているはずで、御本人、管理者がいるはずだけど、払ってないという理解でよいですか。

○安藤環境衛生課長 こちらから送付しているにもかかわらず、納付がなかった区画になります。

○委員（大條雅久） 無縁の判断とは別に、督促したにもかかわらず、ずっと払っていないという場合はどういう対応になりますか。

○安藤環境衛生課長 3年間未納が続く場合には、使用の許可を取り消すことができると条例上定めていますので、それにのっとって対応していく必要があると考えています。

午前10時49分休憩



午前11時00分再開

認定第2号 第4グループ質疑**【デマンドタクシー運行事業費】**

○委員（米谷和之） デマンドタクシーについては、平成29年から令和3年の間に、利用者数は約20%減少している一方で、利用者数に占める免許返納割引の利用者は15%増加し、今では利用者の約47%を占めています。この原因、背景をどのように分析していますか。

次に、デマンドタクシーの半数は免許の返納者が占めており、デマンドタクシー本来の目的からは少し外れているのではないかと思います。何らかの対策を考えたのですか。

○守谷地域交通課長 まず、運転免許返納者の利用割合については、本市の免許返納件数が県内他市より比較的多いことに加え、免許返納の際に警察署でデマンドタクシーの案内を行っており、返納者に直接周知していることが主な要因であると考えています。その結果、返納後の移動手段としてデマンドタクシーが選択され、利用が定着していると認識をしています。

次に、デマンドタクシー本来の目的について、デマンドタクシーはバス交通空白地域への新たな公共交通を導入し、免許返納が多い高齢者等の交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目的に導入され、これまでまちづくりの観点から、基幹公共交通を補完しつつ、エリアの拡大、便数の見直しなど、利用者に配慮しながら、目的通りの運用を行っています。よって、免許返納者に対する何らかの対策というのは令和3年度においては講じていません。

○委員（米谷和之） 免許返納者に対する支援として、デマンドタクシーを市が提供することは何ら問題がないことだと思いますし、大いにやるべきだと思います。

ただ、私が知っている限りでは免許返納をした方というのは、状況が様々です。本当に足が悪く、これはもう運転が無理だろうと思う方もいますし、最近目は見えにくくなってきたとか、家族がうるさいのもうやめるのだと、あるいは自分は持ってないけど、奥さんが持っているからいいなど、いろんな理由があると思います。

デマンドタクシーの利用者が増えている理由の1つは、半額割引の対象になっていることが大きいのではないかと思います。障害がある方は半額割引でデマンドが利用できる。免許を返納したか

らとって、その方はバスに乗るのが非常に難しいとは限らないわけです。目は悪いけど、歩くのであればいくらかでも歩けるとい方はたくさんいらっしゃる。そういう方に対して一律に半額にするというのはどうなのかと思います。反対に言うと、地域で年を取り、今まで車の免許を持っていない方は、障害にならないと半額の対象になりません。その辺のアンバランスな点があるのではないかと思います。それは、行政としては改善していかないといけないのではないかと思います。令和3年度に解決すべきであったとは言いません。ただ、令和3年中のいろんな会合、地域公共交通活性化協議会等で、そういう話題は出なかったのかどうか、お伺いします。

○守谷地域交通課長 返納者に対する割引については、地域公共交通活性化協議会等でも協議はしていません。しかし、米谷委員さんが言われたとおり、免許返納者はどんどん増加しています。こういった方や、障害者のフォローで半額の対応をしています。これからの超高齢化社会に向けては、引き続き検討が必要かと思っています。

○委員（米谷和之） 免許返納者がかなり増えているが、この理由は何か、ひょっとしたらこの半額割引ではないのかというような話は、そちらの課や、協議会などの中でもそういうことが問題ではないか、ここに問題があるのではないのかというような話は出なかったということですか。

○守谷地域交通課長 はい、出ていません。

○委員（大條雅久） 平成29年から令和3年の間に利用者数が20%減少しているのは、結構大きな問題だと思いますが、不便な点や、改善要望、こうして欲すれば使えたのといった意見も届いていると思いますが、そういったものの紹介も含め、減ったという点についてどう受け止めていますか。

○守谷地域交通課長 平成29年が2万361名の利用者で、実はこの年の人数が今まででの過去最大数です。その後、徐々に減少して、令和3年は1万6,504名の利用者で、コロナの影響もかなりあるとは思っています。それに相反し、運行台数が、平成29年は8,642台に対し、令和3年は9,387台と、逆に過去最大の運行台数になっています。このあたりもコロナの影響で、乗り合いを遠慮された方などいろいろあったのではないかなと思っています。

利用者の要望については、今、上部、川西、川東エリアと3つのエリアで運行していますが、エリアをまたいだ運行を、直接上部の方が住友別子病院に行きたいなど、こういった声はありますが、デマンドタクシーはあくまでも公共交通を補完するサービスとして現在運行しています。今年度の話にはなりますが、川西地区への導入も検討しているところですので、エリアをまたいだ運行が将来的にこういった形でできるかということは常々考えています。

○委員（大條雅久） 既存の公共交通を補完する位置づけ自体を考え直すという意見もあるかと思いますが、将来的にどうですか。もうバス路線、また既存のタクシー業者に遠慮するような事業では非常に限定的かと思いますが、どういう検討をしていますか。

○守谷地域交通課長 現行の運用について、国の補助金等の要件もあり、現在、このようにしています。今年度から市民のニーズ調査等も行い、新たな地域公共交通計画の策定にも取り組む予定にしています。その中でいろいろ検討していきたいと考えています。

【地域おこし協力隊推進費】

○委員（田窪秀道） 1番、隊員それぞれの就業年月を教えてください。

2番、地域おこし協力隊員が山村地域にもたらした主な成果を教えてください。

3番目、隊員が取り組んでいる仕事のすみ分けを行政はどのように捉えているのか。また、隊員の活動は住民に理解を得られているのか、教えてください。

4番目、隊員がそれぞれ新たな仕事を見つけた場合、誰がフォローしていくのか、教えてください。

○鍋井別子山支所長 まず、隊員のそれぞれの就業年月ですが、令和3年度に3人の隊員がいます、それぞれの就業年月は令和元年7月と令和3年8月及び12月です。

次に、成果については、マンパワーが不足している地域にとって、地域おこし協力隊として他の地域から移住していただくことも一つの成果であると考えています。

また、移住した隊員が地域力の維持強化に資する活動を行うことも重要と考えているので、地域住民が関わる産業文化祭等の地域活動への参加な

ども行っています。

次に、仕事のすみ分けについて、起業に向けた取組である自分の活動テーマは、隊員個人がそれぞれ行っており、地域活動も隊員それぞれ様々な活動に参加しています。

隊員の活動についての住民の理解は、毎月、公民館報にそれぞれの隊員の活動内容を紹介しており、活動内容と地域活動への関わりなどについて理解してもらえるよう努めています。

最後に、新たな仕事を見つけた場合のフォローについて、新たな仕事を見つけた場合は、支所職員が中心となってフォローをしています。

○委員（藤田幸正） まず地域おこし協力隊推進費の848万9,000円の事業費の内訳をお願いします。

また活動内容についてお願いします。

○鍋井別子山支所長 事業費の内訳は、報酬と期末手当、共済費で586万9,000円、家賃補助が40万円、着任の引っ越し代を含む活動費が222万円となります。

活動内容は、隊員それぞれ3年後の自立、起業を目指し、おおむね7から8割を自分の活動テーマに、2割程度を地域活動としています。

起業に向けた活動としては、農業、林業やイベント出店など、地域活動としては、運動会や文化祭、連合自治会が行う未来プロジェクトへの協力、参加などをしています。

○委員（藤田幸正） 3人は、具体的にどのような活動をしていますか。

○鍋井別子山支所長 活動内容について、昨年度は協力隊員が途中で2名入り、3名になりました。昨年度は農業として、トウガラシ、フダンソウ、ホウレンソウ、コマツナなどの栽培をしています。

林業については、地域内の住友林業の下請で、林業の植林や、下草刈り等をしているところに体験的に行くというようなことをしています。

○委員（藤田幸正） 地域おこし協力隊というのは、その地域の起爆剤となって、新しい事業を起こしたり、それが残った後、地域の人が継続したりするというふうなことではないかと思うのですが、以前からここへ来た協力隊も、本来は別子山がやる未来プロジェクトを手伝っており、新しい起爆剤にならないということを私も再三申し上げています。この小さい規模の中で、協力隊が来ら

れても、いろんなことをミックスしないと自立して残ることはできないのではないのかなと思います。そういった中で、その活動の成果、今、田窪委員さんも聞かれた中にもありましたけど、重複してもよいので、その成果と、それに対する協力隊の活動に対する課題についてお示しをいただきたいと思います。

○鍋井別子山支所長 成果としては、定住して地域の活動もしていただくことが一番求められることだと考えていますが、任期後の別子山地域内定住者はまだ少ないと感じています。

課題としては、幾つかの仕事を組み合わせるマルチワークで生活できる収入を得ることができるようになること、地域住民の理解、協力が必要と考えています。

○委員（藤田幸正） 今後もずっと、この事業の取組を行っていくのですか。

○鍋井別子山支所長 地域にはマンパワーが足りないと感じていますので、継続して取組を実施していくこととしています。

○委員（藤田幸正） 今、所長が言われたように、人が少ないので、一つの戦力としてというのはあるかもしれませんが、地域おこし協力隊としての本来の姿からすれば非常に程遠いと思います。今、3人が協力隊として来られています、来た人がぐるぐる変わっていきます。新居浜市として協力隊をお願いするときに、本来の使命というかその辺のところのすり合わせというか、話合いができていないのではないかと思います。技術もない、いろんなノウハウも非常に少ない中で、本人たちが頑張ってくれても、規模が小さいのですぐに自活できない。当然何かの仕事を一緒にしてやらないと残っていただけないという状況ですから、もっともっといろんなことについて考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○宮崎経済部長 大きい課題としては、地域おこし協力隊として来ている人の思いなどを大切に、その思いをその地域で具現化するように、支所が中心になってサポートしていく、そういうことが非常に重要だと思っています。支所も当然ながらそうですし、地域もやっぱりそういうものに対して積極的に自分たちと一緒にこの地域を活性化していく、つくっていくという思いでやっていくということを行政としては強く望んでいます。先ほど鍋井所長からも答弁があった課題ですが、

やっぱりそこで、その1つだけの事業で生計を立てていくというのは非常に難しいと思っています。地域にマンパワーが足りない、行政もこれから行政サービスを提供していくのに、どういふように効率的に提供していくかということを考えていかないといけなくなると思います。それも含めて、地域おこし協力隊の新しい仕事として、OBの新しい仕事として、その行政サービスを一部担っていただくなど、そういうことも考えながら、マルチワークという形で地域に残っていただける、そこで収入を得て生活ができるようなシステムを今後考えていかないといけないというふうに考えています。そのために何とかやっていきたいと、頑張っていきたいと思っています。

○委員（白川誉） そもそも別子の地域おこし協力隊が長く続かないのかということをごどのように認識されていますか。

○鍋井別子山支所長 私個人的な考え方ではありますが、当初の協力隊については、未来プロジェクトをやる人を求めますというような形でミッションが固まっていて、なおかつそれで生計が立てられるような状態にないということが問題であったのではないかと思っています。

現在は協力隊の募集要項も順次変更しており、おおむね8割を3年後の自立に向けた取組、2割を地域の活動ということで、自分がマルチワークで自立していけるような方向を考えて、採用の要項にも変更を加えているところです。

○委員（白川誉） 私は議員になる前に、総務省からの依頼で、地域おこし協力隊のアドバイザーをやっていました。任期が続かない理由でよくあるのは、結局地域の受け入れる側でしがらみに巻き込まれたりとか、御用聞きをしなければならなかったりするなど、実際そういう声が圧倒的に多いという現実があると思います。別子はそんなことはないと思いますが、そのあたりはどういう認識をしているのか、教えてください。

○鍋井別子山支所長 地域ではいろいろな考え方の人がいると思います。最初の地域おこし協力隊が完全にミッション型であったこともあり、地域のためにこういうことをしてくれということをおこなう人で要望される人もいまだにいますので、実際に生活するとなるといろいろな人との付き合いで大変な状況になることもあるというふうには認識しています。

【雇用対策費】

○委員（田窪秀道） 1番目、事業内容を教えてください。

2番目、成果説明書にある業務委託料、事業負担金、支援補助金それぞれの金額を教えてください。

3番目、令和3年度事業を実施した成果を教えてください。

4番目、市内企業への雇用確保のために、既存の事業以外に新たな対策事業等を検討していれば教えてください。

○松原産業振興課長 まず、3つの事業のうち、新居浜市まち・わざ・しごとフェス開催業務委託料については、令和3年7月2日にあかがねミュージアムで、高校生対象の合同企業説明会高校生お仕事フェスタの開催と、11月20日、21日の両日に、ワクリエ新居浜及びイオンモール新居浜で、女性対象のお仕事相談会、働き方、女性活躍などをテーマとしたセミナーの開催、及び新居浜の魅力を発信するイベント等を開催し、事業費は990万円です。

成果としては、高校生お仕事フェスタは43社の企業参加があり、高校生の来場者数は150名で、説明会を通じた市内企業への採用者数は21名でした。

また、ワクリエ及びイオンモールにて開催したまち・わざ・しごとフェスは、約5,000人の来場を目指して取り組みましたが、2日間で延べ約3万人の来場がありました。

2つ目の合同企業説明会開催事業は、令和4年3月30日に、松山市総合コミュニティーセンターにて、新居浜、西条、四国中央市の3市合同開催で大学生対象の合同企業説明会を実施し、本市からは253万円の負担金を支出しています。

成果としては、新居浜市から25社の企業参加があり、来場者は72名でした。

この合同企業説明会を通じた採用者数については、令和5年3月卒業予定の大学生を対象とした説明会であったため、現段階では、各社の採用数の把握はできていません。春先に説明会等参加各社に対し採用数の調査を実施する予定です。

3つ目のインターンシップ支援補助金については、中小企業が実施する人材確保のためのインターンシップにおいて、学生に係る交通費、宿泊費を企業が負担した場合、その経費の一部を助成し

ており、令和3年度の補助交付額は22万5,220円でした。

成果としては、市内の中小企業5社で補助対象となる18人のインターンシップが実施され、うち5名の採用につながっています。

最後に、既存の事業以外の事業については、今年度、新たな対策事業等の実施はありませんが、令和3年度の結果を踏まえ、より効果的な実施を目指し、事業によって見直しを進めていくこととしています。

また、今年度、改正案の検討を進める中小企業振興条例に基づく補助制度において、地元の雇用動向を踏まえた支援メニューの検討を進めていきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 成果に関連して、大学生に関しては、この春に現況の調査をされると伺いましたが、そのほか、例えば女性や高校生などに対するいわゆる追跡調査みたいなものは予定していますか。

○松原産業振興課長 高校生の合同企業説明会については、令和4年5月に調査を行い、採用者数等を把握しています。令和3年度に卒業した高校生の市内企業への就職者の合計数は150名でした。そのうち、この高校生合同企業説明会を通じた採用が21名ということで、約14%がこの事業を通じた採用となっており、一定の成果につながっていると考えています。

もう一つの事業であるインターンシップ支援補助金は、市内5社が18名を対象に実施したインターンシップに対し補助交付をし、5名の採用につながっています。

検証については、直近3年間の補助対象となったインターンシップ生に対する就職決定者数の割合を調べており、令和元年度が5.7%、令和2年度が25%、令和3年度が27.8%と推移しており、就職につながる効果的なインターンシップの実施と支援が一定図られていると認識しています。

女性を対象にした事業ですが、仕事の悩みや課題を聞いて、それに対するアドバイザーやコンサルティングを行うといった事業内容でお仕事相談会を実施しました。そういったことから、その成果、その女性の就業に至ったということについての調査、把握はしていない状況です。

【有害鳥獣駆除費】

○委員（藤田誠一） 令和3年度に市街地に有害

鳥獣が出没し、現場で対応した数は何件ありましたか。うちイノシシと猿の件数は何件ですか。

また、有害鳥獣により一般市民に危害が及んだケースはありましたか。市民から通報があった場合はどのように対応しましたか。平日の勤務時間内と時間外、土、日、祝日別に説明してください。

有害鳥獣の駆除に従事した人は、令和3年度は何名でしたか。また、その人数は直近5年間の数値と比較してどのような評価をしていますか。

○近藤農林水産課副課長 まず、市街地への出没に際して、現場の対応した数、一般市民に危害が及んだケースについて、令和3年度の市街地等への出没対応は全部で12件ありました。イノシシ11件、ニホンザル1件で、人身、物損の事故はありませんでした。

次に、市民から通報があった場合の対応について、市街地への出没の通報があった場合には、まず警察と連携をし、現場の確認を行い、山林への追い払いを実施します。追い払いが不可能な場合、捕獲または監視の継続を実施します。必要に応じて、周辺住民への周知、学校への連絡等を行っています。

勤務時間内については、直ちに現場へ直行し、確認を行い、時間外、土、日、祝日等の場合は、危険性が高いと判断される場合、極力参集して、その対応に当たっています。

次に、駆除に従事した人の令和3年度の人数で、直近5年間の数値と比較しての評価についてです。

令和3年度のイノシシ等の捕獲従事者数は48名でした。平成29年度は59名、平成30年は53名、令和元年は51名、令和2年度は48名と減少傾向にあります。

全国的に狩猟免許保有者の高齢化が進み、捕獲従事者は減少する傾向にあります。市独自で狩猟者の育成に取り組むことは難しい状況ですが、愛媛県の狩猟免許取得支援事業、ハンター養成塾講座というものがあり、その修了者に対して狩猟免許の取得等の経費、これを一部補助する仕組みがあります。また、市を通じて県のこういった仕組みを案内し、狩猟免許取得を目指す人の支援を継続していきたいと考えています。

○委員（藤田誠一） 今、塾に行こうとしているが、イノシシがいるから行けないなど、市民から

の通報は、議員に来る場合もあります。塾は大体、行くときは7時半とか、帰りは9時とか、それは勤務時間外だと思いますが、危険性が高い場合は市が動いてくれるけど、私らが感じる危険性が高い場合とそちらの判断する危険性が高い場合とがあって、そのときに私らもどう言えばいいですか。その辺を教えてください。

○近藤農林水産課副課長 見かけただけで怖いなど、危険性の判断というのはそれぞれ皆さん感じ方があると思います。実際そこにおいて動かないでこっちを見ているみたいな状況もあるかと思いません。私たちが市民から、イノシシがいると電話があった場合、御自身で危険性が高い、怖いと感じて、危険を感じるようであれば、警察に連絡を入れてくださいと説明しています。警察の生活安全課に連絡を入れると、警察からも市役所の農林水産課の担当に電話がかかってくるような仕組みになっているので、警察が先に現場等に行って、パトロールとかしてくれます。もういなくなっていることがほとんどですが、まだ居座っているというようなことであれば、我々も直ちに参集して、追い払いに当たりたい、そんな感じで対応しています。

○委員（藤田誠一） 警察に連絡する場合は、生活安全課でよいですか。

○近藤農林水産課副課長 110番からでもつながると思いますが、生活安全課になります。

○委員（藤田幸正） 有害鳥獣駆除費の中にいろいろな事業がありますが、それぞれの経費等、その補助金の事業費の内訳についてお願いします。

そして、被害の状況、実態、人的被害とか、事業のうち駆除した害獣の実績や防護柵等の対策の実績についてお示してください。

○近藤農林水産課副課長 駆除の報償金等の経費、需用費の内訳についてですが、捕獲に対する報償費及び補助金が708万9,000円、捕獲者の加入する狩猟保険等に対する補助金が19万5,000円、防護費の設置補助金が166万円、ニホンザルを追い払うときに使う煙火の購入費が35万2,000円、その他消耗品等の事務費として12万3,000円となっています。

次に、作物被害の実態、人的被害はどうであったか、駆除した害獣の実績、被害防止対策の実績について、作物被害は、農業共済さんから、令和3年度の水稲被害で188アール、3,149キロ、金額

で約81万円という被害額が報告されています。

人的被害の発生はありませんでした。

害獣の実績と防止柵の実績については、令和3年度の捕獲実績で、イノシシ201頭、ニホンジカ303頭、ニホンザルが15頭になっています。

被害防止対策の実績としては、令和3年度では全部で48件、防護柵の申請があり設置されています。ワイヤーメッシュ柵や電気柵になります。全体で約3万9,410平方メートルの農地を囲われたこととなります。柵の総延長ですが、全部足していきますと約5,132メートルの長さになります。

○委員（藤田幸正） 作物被害は、農業共済の補償のかかっている稲作だけで、あとの野菜等については全くしないということですか。申告というか、届出はないということで、行政にも実態が分からないということですか。

○近藤農林水産課副課長 具体的な被害総額は農業共済の共済補償にかかっている分です。県等からも、これは水稻だけの報告ですので、ほかに例えば芋や、畑の作物など、細々したものもなるべく拾い上げて、市としての実績を持つようにするほうがよいのではというような意見はいただいているところです。柵の設置とか総額、全件くまなくというのは難しいですが、今後、そういったことで被害に遭って、被害相談等があった際には、被害をなるべく作物別、金額別に把握するように努めたいと考えています。

○委員（藤田幸正） 銃とかわな等の免許保有者の実績、今50名前後のようですが、今後の育成に向けての考え方についてお示してください。

○近藤農林水産課副課長 ハンター育成に市として独自に取り組むという方が難しいので、県が主催するハンター養成塾などで、なるべく裾野を広げていきたいとは考えていますが、これをやれば確実に増えていくというのがなかなかないような状況です。新居浜市の猟友会さんは別子山も含めて3つありますが、高齢化が進んでおり、若手の新規加入者が少ないという現状があり、苦慮しています。県の制度とかの周知に努め、一人でも多くの方にハンターになっていただきたいと考えています。

○委員（藤田幸正） 捕獲隊等育成事業費など、免許保有者のために具体的に何と何を補助しているか分かりますか。

○近藤農林水産課副課長 免許を持たれている方

全てではなく、市の捕獲隊に従事している方の狩猟免許の更新手数料の一部を補助しています。

○委員（藤田幸正） 個体数を少しでも少なくするために、防除もしなければいけないし、防御のための防護柵等々、金額的には物価高で上がってきているから、その辺も何とかしてほしいなどということもあります。有害鳥獣の個体数を少なくするためには、そういうことも含めて、この事業に対するこれからの取組、考え方など、今後このままでいくのか、もっとこういうことをしたいなど、拡充したいというふうなことはどうでしょうか。

○近藤農林水産課副課長 柵の補助を実施していますが、鉄鋼価格はどんどん上がっています。今、1件当たりの補助は、消費税を除いて補助率2分の1で、上限5万円となっています。金属価格も上がってきており、ワイヤーメッシュ柵は針金とか支柱とかいろいろ要りますが、これらの経費も上がってきて、高いというような声もいっぱいいただいています。

市としては、防護柵の設置で農地を守ったり、農作物を守ったりすることが、有害鳥獣、イノシシとかに余計な餌を与えないことになり、個体数の繁殖、増加を防ぐ一定の効果があると見ていますので、今後の金属価格とかいろいろ物価高の影響もありますが、補助の枠の拡大など、状況を見ながら、検討していきたいと考えています。

○委員（井谷幸恵） ここ3年の推移、イノシシ、猿、鹿それぞれ何頭捕獲しましたか。金額が前年と比べて大幅に減っている理由は何ですか。

猿の大群が来たなど市民の皆さんの心配の声を聞いていますが、有効な手だては、どのようなことがありますか。

○近藤農林水産課副課長 ここ3年の捕獲実績としては、イノシシは令和元年311頭、令和2年288頭、令和3年201頭、猿は令和元年21頭、令和2年23頭、令和3年15頭、鹿は令和元年302頭、令和2年303頭、令和3年214頭となっています。

次に、金額が前年と比べて大幅に減っている理由については、イノシシの捕獲頭数が大幅に減っており、これが事業費の減少につながっています。

次に、市民の方からの心配の声、有効な手だてについて、鳥獣対策は、環境の改善、防護柵の設置、捕獲を総合的に実施する必要があると考えて

います。イノシシとか鹿とか猿など、繁殖力の強い鳥獣は、捕獲数を一時的に大幅に増加できたとしても、数年のうちに食料や生息できる環境で、すぐに増えていくという特性があります。農作物を防御し、農地周辺の草刈りや、里山の再生等によって、人間の生活域から鳥獣の生活域を遠ざけた上で捕獲を実施することが一番有効な対策と考えています。

特に防護柵の設置は、農作物被害を直接防ぐことができますし、鳥獣にとって人間の生活域に出没するメリットをなくすことから、最も有効な手段と考えているので、まずは農作物などを守るための防護柵の設置に我々も補助等を用意して、支援していきたいと考えています。

○委員（井谷幸恵） 防護柵の設置は、申請の条件等がありますか。

○近藤農林水産課副課長 農業資格などは必要ありませんので、農地の所有者の方であれば誰でも、家庭菜園クラスでも申請は受けつけています。

○副委員長（小野辰夫） この中にタヌキが入っていないのですが、非常に悪臭がすると、そういうアドバイスはいただけますか。有害にはなっていませんが、住宅街に住んでいるという場合、自治会任せになっていますので、そのあたりどうでしょうか。

○近藤農林水産課副課長 農林水産課としては建前としては農林水産物等に対してのものということにはなります。空き家等であれば、タヌキがすみ着いたり、イタチとかもすみ着いたりすると思います。最近ではどこにでもいるような感じになっていますので、耕作放棄地や、空き家はその所有者等にちゃんと管理してくださいなどとお伝えしたり、自治会を通じて連絡というような形になるかと思います。市役所近辺でもタヌキとかイタチ等がいて、空き家での悪臭の原因になったりするとはお伺いしていますが、これをやればというようなことがなく、なかなか難しい問題ではあります。

○委員（黒田真徳） 捕獲したイノシシや鹿の持ち込まれたその後の処理とかはどうしていますか、何か有効な利活用をされていますか。

○近藤農林水産課副課長 捕獲したイノシシ、鹿については、基本、人によります。捕獲隊の方が自ら捉えて、それを自分で食べるのは別に構いま

せん。多くの場合は土中埋設といいまして、山の中などで穴を掘り、埋めて、土をかぶせて、ほかの動物とかになるべく掘り起こされないような状況で埋設しています。あとは別途300円ほどかかりますが、清掃センターに持って行って焼却処分にするとか、主にそういった3つの方法があります。

○委員（神野恭多） 人的被害はなかったということですが、例えば滝の宮の自転車道を通っていると、高校生の自転車の真横にイノシシがいるという状況なんかが多いらしくて、例えばPTA等でも、捕獲の協力ができないか、わなの免許を取ろうかなんていう話をしたときに、猟友会には属したくないという話がよく出ます。猟友会に入ると、猟友会の縄張りみたいなものもあると聞いています。捕獲隊というものを詳しく教えてください。

○近藤農林水産課副課長 市で捕獲隊と認定しているのは、市内全域というような形でしています。市内には、別子山には別子山猟友会が、その他の市内には2つの猟友会があり、それぞれの猟友会の各猟師の持分というのは区分けされており、それぞれの猟友会の自分の持分のところで駆除活動に当たるというようなことになっています。一般の方でも、申請行為はもちろん必要になりますが、免許とか持たれた上で、御自身の畑とかその周りであれば捕獲の許可はできます。猟友会に所属していて、捕獲隊に選ばれている方に対しては市内一円というような形で区分けはしています。

午前 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○委員長（永易英寿） 再開いたします。

初めに、先ほどの平尾墓園事業特別会計の答弁に対し、安藤環境衛生課長より発言を求められておりますので、許可します。

○安藤環境衛生課長 平尾墓園事業特別会計における大條委員さんの231区画は督促状を送付しているにもかかわらず、支払っていないという理解でよいかという質疑に対し、督促状送付後も納付されていない区画であると答弁しましたが、正しくは督促状送付により支払いをされた区画の総数です。訂正しておわびします。

なお、督促状は257通送付し、47件が未納となっています。

【大島七福芋作付け拡大事業費】

○委員（越智克範） 予算未達の原因は何ですか。2名体制としていた協力隊の確保はどうなりましたか。

作付拡大の計画は実施できましたか。地域活性化という目標がありましたが、評価はどのようになっていますか。課題があるとするればその課題と、その対策についてどのように考えていますか。

○岡田農林水産課副課長 まず、予算未達の原因については、当初予算において2名の協力隊員分を確保していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による応募者減等のために、2月補正予算において1名分を減額したものです。その後、2人目の協力隊員についても応募はあるものの、着任には至っておらず、引き続き随時募集を行っているところです。

次に、作付拡大については、昨年度、協力隊が農地の整備等に取り組んだ結果、400平米の作付面積が拡大し、約400キログラムの七福芋の収穫が得られました。また、地域活性化に対する評価としては、大島地域交流センターの所長に伺ったところ、交流センター主催の各種行事、だれでも食堂、敬老会、文化祭等、各種行事に協力したり、伝統行事であるとうどおくりにも準備段階から携わっている等、地域貢献をしてもらっていると、おおむね良好との評価をいただいています。

次に、課題とその対策については、まず課題として、なかなか協力隊が増えないという課題があり、現在の隊員の業務というのは七福芋の生産拡大を図ることが主な業務となっているため、見ず知らずの土地で芋栽培の経験も少ない中、そのハードルが高く、応募する人が少ないということが要因と考えられます。そのため、今後は業務内容について、現隊員や地元の自治会とも協議をした上で、七福芋の生産拡大以外の地域コミュニティ活動の補佐など、多方面で働ける環境づくりができるよう見直しを進めたいと考えています。

○委員（越智克範） 今言われた多方面というのは、例えば何か方策を考えられているのかということ、この七福芋は新居浜の数少ないブランドだと思うんですね。だから、これを作業環境が厳し

いというのはさっきおっしゃっていましたが、どんなふう強化していくかというのは一つの課題じゃないかと思います。七福芋の商品価値を上げるとか、そういう方面でもやっぱり策を練らないといけないと思いますが、そういう面ではいかがですか。

○岡田農林水産課副課長 まず、多方面での活動については、例えば、伝統文化の継承や振興の面での活動や、福祉関係での活動というのが考えられると思います。

次に、ブランド力の強化という点についてですが、1つその隊員の業務として、七福芋を使った商品開発というのも入っています。現隊員についても、七福芋をペースト状にしたものから、例えばケーキ、クッキー、焼き菓子、そういったものの商品開発の面でも取り組んでくれています。実際、昨年度は、ケーキにしたものを市役所に持ってきて、職員が試食しました。今後においても、昨年引き続き、商品開発という面でも協力隊に頑張ってもらいたいと思っています。

○委員（田窪秀道） 1番目、隊員の残りの就業年月を教えてください。2番目、地域おこし協力隊が離島大島地区にもたらした主な成果を教えてください。3番目、あと一人協力隊員を探しているが、なかなか難しいようであり、仮に1人増員した場合、島での協力隊員同士の仕事のすみ分けを行政はどのように考えているのか、教えてください。4番目、隊員が任期期間中、本業に加え、新たな仕事を見つけた場合、誰がどのようにフォローしていくのか、教えてください。

○岡田農林水産課副課長 まず、現隊員の残りの就業年月については、令和5年10月末が任期末になるので、ちょうど残り約1年となります。

次に、主な成果については、先ほど越智委員さんにもお答えしたように、交流センター主催の各種行事への協力などおおむね良好ということで、交流センターから評価をいただいています。

次に、1人増員した場合のすみ分けについては、これも先ほど越智委員さんの質疑にお答えしましたが、2名体制になったとしても、現在の業務の内容のままではなかなかすみ分けが難しいという現状があり、その業務内容について、今後、見直しを進めていきたいと考えています。

最後に、新たな仕事を見つけた場合には農林水産課の職員や、活動支援団体が協力し、フォロー

に努めていきたいと考えています。

○委員（藤田幸正） 協力隊導入の活動に要する費用、この事業費の内訳について、それと今協力隊は別子山と大島とに入っており、協力隊の契約というか、その辺が違っていると聞いていますが、どのように違うのか、その2点をお聞きします。

○岡田農林水産課副課長 まず、事業費の内訳については、地域おこし協力隊への報償費として、12か月分の270万円、受入団体に地域おこし協力隊の活動の支援や生活の支援をお願いしており、その委託料として200万円、あと残りフェリーの使用料として1万円です。

次に、別子山地区との協力隊の違いについて、別子山地区の協力隊員については、市が直接雇用しており、雇用関係があります。別子山の協力隊員については、勤務時間を定めており、市から直接の指示により活動を行います。一方で、大島地区の協力隊員については、市との雇用関係がない個人事業主型の形態を取っています。この個人事業主型の特徴としては、活動経費が受入団体にまとめて委託料として振り込まれることから、活動がしやすいことが上げられます。例えば物品の購入の場合についても、スピード感を持って購入ができるといったことが上げられます。その他、勤務形態に柔軟性がある、現場と密接に関わって仕事ができるといった特徴があります。

○委員（藤田幸正） 本来の別子山の人がやっているような契約、それにプラス委託料として200万円支払われているということですか。

○岡田農林水産課副課長 別子山地域の協力隊員については、市から会計年度任用職員という扱いになっています。

大島地区の協力隊については、委嘱契約を協力隊員と行い、報償費という形で支払いをしています。

○委員（藤田幸正） それで270万円ですか。

○岡田農林水産課副課長 はい、そうです。

○委員（藤田幸正） 報償費が270万円で、今200万円と言った委託料は何ですか。

○岡田農林水産課副課長 協力隊の活動に係る支援団体があり、大島を地元、ベースとして活動している支援団体はGOODWILLになるのですが、NPO法人GOODWILLに対し、協力隊の活動のサポート支援ということで委託料を200万円お支払いしています。

○委員（藤田幸正） 越智委員さんの質疑の中で作付面積は400平米増え、収穫量は400キロということだが、それは面積と活動実績と、活動内容は七福芋の栽培以外にどういったことがあるのですか。

○岡田農林水産課副課長 先ほど越智委員さんに申し上げたとおり、メインは七福芋の生産であり、それに伴う加工品の開発、それ以外に地域の伝統行事や、地域振興に係る活動などが上げられます。

○委員（藤田幸正） 七福芋の栽培の拡大事業として取り組んで、400平米増えて、400キログラムしか増えてないということについての課題はどんなのですか。

○岡田農林水産課副課長 令和3年度の隊員の実績としては、先ほど申し上げたように、400平米の畑に対して約400キログラムの七福芋の収穫を得たということですが、協力隊員が取り組んだ畑は、ほかに耕作放棄地を300から400平米を実は耕してはいたのですが、残念ながら、苗が足りずに、作付までには至りませんでした。用意できる苗の量というのが年によって変わるというのも一つの課題にはなりますが、今後についても、なるべく作付拡大に結びつくよう、耕作放棄地等があったら、隊員に開墾に取り組んでいただくということで話は進めていきたいと思っています。

○委員（藤田幸正） 今の答弁の中で、これからの取組方ということは大体分かりますが、これだけのお金をかけて、できたのは事業としてもこれだけの数値しか上がってない。それと、今回1人なんだけど、今度2人をお願いし、2人が来てもそんなに増えることは、今の状態であればないであろうということを推察されますが、委託契約として、会計年度任用職員に朝から来てこの時間だと、お願いしますと、地域活動をして、いろいろ活動してくださいというんであればいいのですが、これだけのことをやってくれと個人事業主として委託しているのですから、それだけのことができなかったら、契約違反等になるのではないかと思います。でもそうなる前に、耕作地の確保であるとか、またくわで耕すわけにいきませんから、農業機械等々とか。今の状態だとそれを全部GOODWILLのものを借りてするということになるのですか。

○岡田農林水産課副課長 GOODWILLへの

委託料200万円の中から、昨年度は管理機、小さいトラクターみたいなものは経費の中から支出しています。

○委員（藤田幸正） 管理機というレベルじゃなくて、拡大をするようになれば、それなりのことをもっと、委託契約となればもう少しきっちりとしないと。GOODWILLにもそれなりのことをやれと、じゃないと委託できませんとかいうことじゃないと。とにかく七福芋は越智委員さんも言われたが、新居浜のブランド商品として、もうこれぐらいしかないのですから、全国にも新島とか、ほか広島、長崎とかというところしかないのですから、それをせっかくやっつけていこうとするんだけど、あまりにもその辺のところの取組も甘い。そして、先ほどの答弁の中では苗が足りなかったと。ということは種芋の安定確保、保存も悪いし、大体掘る時期も悪いと。そういうふうないろんな栽培技術、もともとの大島の人たちも耕作者も減って、昔のノウハウを持っている人も本当に数少ない人しか残っていない。だけどそういった中で、新居浜市としてこれをやっていくんだとなると、愛媛県の関係職員や、もともとの地元の人や、栽培技術等についてももっともったしなきゃいかんのではないかと。その辺のところについてはどうなのですか。

○岡田農林水産課副課長 栽培技術という面では、愛媛県東予地方局の農業振興課とも、実は8月に現地で、技術指導を仰いだところですよ。

○委員（藤田幸正） 計画した割に、実績があまりにも悪過ぎる。できるように体制づくりもやっつけていかないといけないと思うが、部長はどう考えているのか。

○宮崎経済部長 いろいろ御指摘をいただき、ありがとうございます。これまで2年間、地域おこし協力隊として活動し、これまでも七福芋の栽培等についてはなかなかうまくいってないんじゃないかというような御指摘も以前から受けています。その部分に関しては、市としてももうちょっと積極的に関わってやっつけていく必要があると私も思っていますので、今後の取組の中で生かしたいと思っています。

一方で、地域交流活動等については、地元の方からは非常にマンパワーがない中で若い方が来ていただいて、積極的に活動しているという評価もいただいていますので、そういう部分では一定メ

リットも出ていると思いますので、本来の活動のほうで何とか結果を出せるように我々としても積極的に取り組んでいきます。

○委員（伊藤優子） 200万円の委託料があるが、委託なら人を雇用するのはGOODWILLですか。

○岡田農林水産課副課長 人を雇用するというのではなく、あくまで隊員が七福芋栽培に取り組む上で必要なもの、例えば道具や、柵、隊員が住む借家の家賃、作業用の車両の経費等、そういうものをもろもろ含め200万円という委託料になっています。

○委員（藤原雅彦） そもそも論になりますが、大島の七福芋はGOODWILLが栽培していたが、そういう状況下になぜ協力隊が来て、栽培しているのか。あと、GOODWILLは協力隊に対してサポートをしているということだが、種芋がなかったりするなど、いろいろ不具合があったという話がありましたが、GOODWILLが協力隊のサポートをするのであれば、なぜそのような結果になったのか、教えてください。

○岡田農林水産課副課長 収穫を終えると、翌年度に向けて種芋を保管庫に保管するようになりますが、その保管状況が、年によって寒い年があったりして気候環境が年々違い、そういう中で、翌年度に使える種芋が、自然に腐ってしまうものもあり、翌年度も使える種芋の数量が年によってばらつきが生じてくるのが一番課題になるところです。

種芋の保存状況についても、GOODWILLの立場からしてもなかなか難しい。これは島民の方、現地で七福芋栽培に取り組んでいる方にお聞きしましても、種芋の管理というのはかなり難しいということですので、それがやっぱり年によるばらつきの原因となっていると認識しています。

○委員（藤原雅彦） なぜGOODWILLがいるのに、協力隊の方が始めたのですか。

○岡田農林水産課副課長 やはり高齢化に伴い、島で七福芋栽培に取り組んでいる方の減少というのが一番あり、そこを何とかフォローができないかということで協力隊の導入に至ったということです。

○委員（米谷和之） 大島での地域交流や伝統行事というような話がありましたが、隊員を募集するときに、そういうものへの参加は、条件に入っ

ていますか。

○岡田農林水産課副課長 要綱の中では、まず1番目、2番目には、七福芋の栽培に取り組むことと、あと商品開発、ブランド化に取り組むこととありますが、それ以外に、伝統行事や、地域振興に関わることというのも内容に入っています。

○委員（米谷和之） 私は、この事業の主たる事業は、要綱に書いているとおり、作付拡大だと思います。そういう農産物のお芋を作ったりすることにすごく興味のある方に来てもらって、どんどん広げていったり、さっき言われたようないろんなノウハウを蓄積してもらうのが目的だと思います。地域交流に参加なんかしてもしなくてもいいんじゃないんですか。作付拡大だけ一生懸命やってもらえればいいと思うんですけど、どうなんでしょう。そこに専念してもらえれば。

○岡田農林水産課副課長 七福芋だけに集中していただくというのがありますが、そもそもの地域おこし協力隊の目的というのが、地域振興というのが入っていますので、要綱に地域振興を入れています。

○委員（米谷和之） 隊員が見つからないという話が最初にありましたが、例えばそういう条件を外して、主たる目的である芋の拡大、それだけに専念してもらって、時間が余れば地域の行事にも参加してもらおうというような取組はできないのですか。地域交流は条件からも外して募集するということではできないんでしょうか。

○岡田農林水産課副課長 地域活動というのは、協力隊の総務省の推進要綱に入っており、応募があった何人かの方に、辞退の理由を聞くと、七福芋の生産拡大が一番ネックになっているということでした。こちらとしては、地域活動も含めて七福芋生産拡大に努めていっていただきたいところですが、現段階では七福芋栽培の取組というのがネックになっていると思うので、今後も見直しを進め、地域活動への取組をメインに持ってくるのか、一旦見直しを今後、考えていきたい。

○委員（大條雅久） 今までのやり取りで作付面積の拡大が400平米で、収穫が400キログラムということはお聞きしましたが、協力隊員自身が耕作している畑の面積と、令和3年度の収穫量は全部で幾らですか。その収穫に対する売上げ、収入は幾らになったのですか。

○岡田農林水産課副課長 令和3年度の協力隊が取り組んだ畑の広さというのは400平米で、それに対して収量が約400キログラムで売上金額については、把握していません。

○委員（大條雅久） 七福芋の栽培で自立を目指すんです。別に自立できなくてもいいのですか。令和3年度は400キログラムの収穫があり、その売上げは、現在の報償費270万円を補填するに足りるのですか。それは売上げを全部次の事業、来年度の事業費に回すとして、二、三年たったら報償費がなくなるわけでしょう。その計画は令和3年度でどういう見通しが立ったのですか。

○岡田農林水産課副課長 400キログラムの売上げでは、270万円には届かないものです。

○委員（大條雅久） 後で構いません、令和3年度の収穫による収入額を教えてください。

○岡田農林水産課副課長 承知しました。

【農道維持管理事業】

○副委員長（小野辰夫） 要望件数は何件ぐらいありましたか。コロナ禍で予算が厳しいと思われませんが、積み残し件数は何件ぐらいありますか。人員体制強化はされましたか。幾らぐらいの予算であれば積み残しがなくなりますか。

○神野農地整備課長 令和3年度の要望件数は181件でした。その要望件数181件のうち133件は昨年度対応しており、積み残しは48件です。

人員強化については、緊急を要する要望や小規模な要望は職員が直接対応するなど、配置された体制で要望に応えられるよう事業を実施しています。積み残しを解消する予算について、積み残しの48件の解消には、約2,600万円必要と考えています。一方で施設の老朽化も進んでおり、今後も新規要望は増加すると推測しているので、予算の獲得に向け、関係課とも協議を進めていきたいと考えています。

【木質バイオマス間伐材安定供給整備事業費】

○委員（近藤司） 木質バイオマス間伐材とはどのような間伐材なのでしょう。住友林業フォレストサービス株式会社に対する補助金とのことですが、どのような事業内容なのでしょう。財源が全て繰入金とのことですが、どのような内容の繰入金なのでしょう。

○近藤農林水産課副課長 まず、木質バイオマス間伐材とはどのような間伐材かについては、愛媛県内では、主に杉、ヒノキの搬出間伐が行われて

いますが、その際に発生する小径木で、一般的には直径13センチメートル未満の建築用資材として使用しにくいいため、林地にそのまま残される林地残材と呼ばれるものです。

次に、事業内容については、住友共同電力が実施している石炭との混焼を行う木質バイオマス発電事業において、林地残材の安定供給、収集や運搬業を担っている住友林業フォレストサービスに対して、運搬コストの一部補助を行っているものです。補助率は、予算の範囲内で、1トン当たり3,000円を超える金額の2分の1以内で、1トン当たりの上限が400円となっています。

次に、どのような内容の繰入金かということですが、財源は新居浜市環境保全基金から100%繰り入れています。これは、かけがえのない地球環境を未来に引き継ぐための環境施策を推進するために設置されている基金となっています。

○委員（近藤司） 事業費は、住友林業フォレストサービスの運送に対する補助金ということですが、住友林業フォレストサービスを選定したのはどうしてですか。例えば、別子山には別子木材センターがありますが、そのあたりに委託するとかということはできなかったですか。

○近藤農林水産課副課長 この事業の補助対象になるのが、住友共同電力、住友フォレストサービス、あともう一社の3者協定に基づいて行われている木質バイオマスの協定事業ですので、木材センターは想定されていません。

【別子山地区林道等開発事業】 【別子山地区林道等開設事業（繰越分）】

○委員（藤田幸正） 別子山地区にある林道の開設工事に要した費用となっていますが、場所と工事費の内訳、財源はどのようになっていますか。

○近藤農林水産課副課長 別子山地区の林道は、現在、保土野線と豊後線の2路線があり、保土野線については、開設場所は、地図上の直線距離で別子小中学校、保育園があるあたりから北西に約650メートル付近で開設中となっています。工事費は834万8,000円、測量委託料は96万8,000円となっています。令和3年度現年分になります。

豊後線については、開設場所は旧筏津山荘から、これも北西へ約340メートル付近の場所で開設しています。工事費の前払い金として390万円支出しており、610万円については、災害の発生もあり令和4年度に繰り越しています。

繰越分については、保土野線になります。場所は同じところになります。工事費は800万円となっています。これらの事業費の財源には、過疎対策事業債、国の林道補助を使って事業を実施しています。

○委員（藤田幸正） 林道の工事の仕様、幅員は、どういった形で整備しましたか。

○近藤農林水産課副課長 保土野線については幅員4メートル、延長が83.1メートルの仕様です。令和2年度の繰越分は、同じく幅員4メートルで延長が118.7メートルになります。

もう一方、豊後線については、幅員が3メートル、延長が24.3メートルの仕様となっています。

○委員（藤田幸正） 同じような林道を開設するのに、幅員を3メートルと4メートルと変えているのは、なぜですか。それと、今後、集中的に豪雨になったときに、整備したところがまた壊れたのでは困るので、その辺どのような工事、道路の仕上がり仕様にできているのかということをお尋ねします。

○近藤農林水産課副課長 幅員の違いについては、1級、2級、3級と林道の規格があり、豊後線は、2級の規格で実施しており、幅員3メートルでやっています。保土野線は1級の規格で、幅員4メートルを基本として延長しています。

災害時の対応については、開設中ですので、入り口に進入禁止のバリケードを常設し、一般人が入っていく危険性はないと考えています。そして、大きい台風がやってくる前や後には、別子山支所とも連携し、現地パトロールなどを行って、災害発生の有無などを調査しています。

○委員（藤田幸正） 別子山地区内の開設ということで、保土野線と豊後線がありますが、ほかにもこういった工事をするところもありますか。

保土野線、豊後線については、どの程度までの計画があって、もしその計画でいけば、どのぐらいの年数というのかかかると、お尋ねしたい。

○近藤農林水産課副課長 その他の林道に関わるような路線ということで、公共林道の規格ではありませんが、森林作業道というような位置づけで、別子山地区森林整備事業で国の林道舗道の規格と違う独自規格で抜いている森林作業道はあります。

今後について、保土野線は、あと1,500メートルほど延長を延ばしていくと、その上に市有林が

ありますので、民有林を通して、市有林の入り口まで何とか持っていきたい。地形の状況からすると、あと16年ぐらいかかるのではないかと思います。豊後線は、地形や地質で、今後、災害の発生も懸念されるため、あと十数メートルほど延長させて、回転場を設けて、一旦地形の様子を見るというような考えです。

【別子山地区森林整備事業】

○委員（近藤司） この事業は森林作業道の開設時に伐採された木材を別子木材センターで使用しているとお聞きしていますが、この別子木材センターでの伐採された木材はどのように使用しているのでしょうか。また、今後の使用計画についてもお伺いします。

○鍋井別子山支所長 伐採された木材が別子木材センターでどのように使用されているかということですが、本事業は別子山地区森林整備計画に基づき森林作業道を開設するもので、開設に際し支障となる木材、今回の場合はヒノキを伐採し、その一部、14.07立方メートルを試験的に別子木材センターに売却しました。別子木材センターでは、これを積層間柱、フリー板に加工したとお聞きしています。

今後の計画として、令和4年度からは、林内作業道を入れて、間伐事業も始まり、出材の量も増えます。これに伴い、より多い量を加工、販売するとお聞きしています。

○委員（近藤司） この作業道の開設が終わったら間伐材をまた取り出してくるというようなことですが、この事業はずっと続くのでしょうか。

○鍋井別子山支所長 現在の計画では令和8年までは決まっています。

【別子山振興基金積立金】

○委員（伊藤嘉秀） 令和3年度に基金を使用した事例を教えてください。また、別子山振興基金を使用する対象事業の規定、ルールがあれば教えてください。

○鍋井別子山支所長 令和3年度決算では、別子山給水施設管理費1,057万6,000円、別子山地域バス運行事業480万8,000円、別子山地区給油所確保事業補助金100万円など、計1,848万円についての取崩しとなっています。

別子山振興基金の対象事業の規定、ルールについて、別子山振興基金は、別子山地区の地域振興

を図る目的で設置されており、関連する各種事業、具体的には先ほど申しました3件に加え、ゆらぎの森整備事業や別子山地区森林整備計画策定事業等に充当されています。

午後 1時50分休憩

午後 2時03分再開

○委員長（永易英寿） 再開いたします。

初めに、先ほど大島七福芋作付け拡大事業費についての答弁に関し、岡田農林水産課副課長より発言を求められていますので、許可します。

○岡田農林水産課副課長 大條委員さんより質疑のありました400平米の土地に対して、400キログラムの収穫があった、その売上げについて、現隊員に確認したところ、400キログラムの収穫については、全て今年度用の種芋に回したということでした。

【中小企業経営改善費】

○委員（合田晋一郎） 当補助金はどのようなことに活用されているのか。また、事業の効果どのように捉えているのか、お伺いします。また、事業者から要望などがありましたか。あればどのように対応されたのか、お伺いします。

○松原産業振興課長 まず小規模事業補助金については、商工会議所が経営相談や各種セミナー、研修会等を開催する経費を補助したものです。

事業者からは、コロナ禍の下、資金調達や各種補助金に関する問合せ、またSNS等の活用に関するセミナーの要望等があり、適宜、国や県、市のコロナ関連施策の情報を紹介するとともに、ニーズを踏まえたセミナー研修を開催しました。

効果については、新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返す中、様々な課題や不安を抱える各事業者に対し、事業フェーズに適した資金情報の提供、またコロナ禍における事業の適切な運営に係る普及啓発を図ることで、市内企業の事業継続、経営の安定に向けた支援につながったものと考えています。

次に、新ビジネスチャレンジ支援補助金については、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した新たなビジネスにチャレンジする市内小規模事業者に対し、新たな取組に係る経費の一部を補助、支援したものです。事業者からは、新たなビジネス展開に向けた計画づくり等に関する問合せをいただき、その都度ヒアリングや商工会議所経営指

導員との連携を通じて、事業趣旨に沿った計画作成を支援しました。効果については、申請上限に達する市内10事業者から交付申請があり、社会経済情勢の変化に対応した新たなビジネスモデルの創出が促進されたと捉えています。

最後に、事業再構築促進支援事業補助金は、国の中小企業等事業再構築補助金を活用しようとする事業者に対し、国の補助の対象外経費である認定経営革新等支援機関等による事業計画策定経費に対する補助を行ったものです。事業者からの要望は特にありませんでしたが、事業効果としては、アフターコロナを見据えた市内中小企業者の新分野展開や業態転換等、これらの取組を通じた事業の再構築を支援することができたと考えています。加えて、この補助事業で市が支援した市内事業者の全ての方が、国の事業再構築補助金の採択を受けることとなりました。

○委員（黒田真徳） 新ビジネスチャレンジとありますが、変わった事業等があれば、1つ、2つ、採用された例を教えてください。

○松原産業振興課長 新ビジネスチャレンジの補助金の事例としては、例えば、飲食の製造事業者が、新たに直接的な飲食部門を立ち上げるような事例がありました。また、市内の呉服の小売事業者が、顧客とオンラインで商談ができるような体制を整えるという事業展開への支援の事例もありました。

【中小企業振興対策費】

○委員（白川誉） 1つ目、本事業の総件数185件の内訳について、個人事業主、法人、業種の内訳を教えてください。2つ目、空き店舗の活用事業の実績がゼロだったのですが、コロナ以外の要因はなかったのでしょうか。過去5年間の事業実績と併せて教えてください。3つ目、空き店舗活用事業の対象地域が条例で定められていると思うんですが、見直しの検討は行わなかったのでしょうか。理由も併せてお聞かせください。最後、4つ目、以上のことを踏まえた総括を教えてください。

○松原産業振興課長 まず、補助件数185件のうち、個人事業主は5件、法人は180件となっています。また、業種については、日本標準産業分類の大分類で13業種となっています。細やかな内訳で申し上げますと、交付件数の多い業種順で、製造業、次いで建設業、卸売・小売業、運輸業、専門

技術サービス、そして不動産業となっており、この6業種で全体の約91%を占めています。

次に、空き店舗活用事業については、当該補助事業の対象地域で空き店舗を活用した開業事例が1件ありましたが、結果として別の補助制度を活用することとなりました。コロナ禍であっても、多数の新規事業者が市内で開業されており、事業者が商店街エリアを選択していない現状があるのではと考えています。また、過去5年間の実績については、平成29年度は3件、平成30年度も3件、令和元年度は2件、令和2年度は1件、令和3年度はゼロ件でした。

また、空き店舗活用事業の対象地域の見直しについては、空き店舗活用事業は、長期総合計画の基本計画、にぎわいと魅力あふれる商店街の形成に資する事業として位置づけていることから、商店街エリアを対象とする地域設定の見直しは行っていません。

最後に、総括ですが、本事業の補助制度は、3年間の時限つき条例として、中小企業振興条例及び同施行規則で規定されています。現行の条例は令和2年度からスタートしていますが、年度当たりの平均の申請数が180.5件で、補助総額は約8,300万円となっています。これを2期前の平成26年度から平成28年度で比べると、申請数は89.3件で、補助額が約6,100万円、1期前の平成29年度から令和元年度の申請数は166.6件で、補助額が約6,500万円と、制度の見直しを重ねるごとに申請件数と補助交付額が増加している現状は、市内中小企業のニーズに即した制度設計が一定図られているものと考えています。

○委員（篠原茂） 人材確保事業の補助件数は49件とありますが、採用につながったのは何名ですか。1社当たりの最高額、最低額は幾らでしょうか。次に新製品開発事業の補助件数は2件ありますが、進捗状況はどのようになっていますか。次に生産性向上機器導入事業の補助件数は35件ありますが、業種は何で、平均補助金額は大体幾らでしょうか。

○松原産業振興課長 人材確保事業で、補助対象となった49社の取組で、採用につながったのは34名となっています。1社当たりの最高額は補助限度額であります30万円で、最低額は1万3,700円となっています。

次に、新製品開発事業のその後の進捗ですが、

ヒアリングによると、2件ともに展示会への出展等を通じ、新たな販路先の掘り起こしができていると伺っています。また、実証試験を行っている取引先や相手先も複数あるとのことで、今後も新たな顧客獲得が見込まれるとのことでした。なお、展示会への出展の経費については、当課の該当補助メニューも案内しているところです。

最後に、生産性向上機器導入事業ですが、業種は製造業、建設業、卸売・小売業、専門技術サービス業、サービス業の5業種で、平均補助金額は1件当たり139万522円となっています。

【生活路線維持運行対策費】

○委員（伊藤嘉秀） 令和3年度決算と主要な施策の成果等に関する説明書の105ページには、国庫補助対象として周桑からマイントピア別子線等4路線（6系統）と書かれていますが、財源には国庫支出金が書かれていないのはなぜでしょうか。

○守谷地域交通課長 国庫補助対象路線については、バス事業者が国、県、市に対し補助金の申請を行い、それぞれから直接交付されるので、市の歳入予算に国庫支出金は計上されません。なお、生活路線を対象とした県単補助路線については、県と市との協調補助金として交付するため、県支出金が決算額として計上されています。

○委員（伊藤嘉秀） 国から補助された金額がどの程度か、把握してれば教えてください。

○守谷地域交通課長 国の補助金が6,592万2,516円と聞いています。

【高校生溶接技能甲子園開催事業費】

○委員（藤原雅彦） 1点目、この事業は、工都新居浜をアピールするために行うのか、それとも地元企業への雇用促進を図るものなのか。2点目、高校生溶接技能甲子園に何人参加し、そのうち市内の高校生は何人か。3点目、この溶接技能甲子園に参加した高校生で、市内企業に何人就職したのか、お伺いします。

○松原産業振興課長 溶接甲子園は、新居浜がものづくりのまち、溶接のまちであることを全国へ発信するとともに、次代を担う高校生の溶接技術のさらなる向上を図ることを目的としています。

次に、参加数は、全国から45人が参加し、うち市内の高校生は2人でした。また、市内企業に1人就職しており、就職に当たっては溶接甲子園の出場及び入賞が評価されたと伺っています。

【創業支援対策費】

○委員（伊藤嘉秀） 転入者創業支援事業の支援対象者の業種と支援後の経営状況、またフォロー活動の内容を教えてください。

○松原産業振興課長 支援対象者の業種については、交付4件のうち、小売業が1件、理美容業が2件、専門技術サービス業が1件となっています。支援後の経営状況及びフォロー活動の内容については、令和3年度に当該支援補助金を交付した方全員に事業継続状況を把握するとともに、近況について伺っています。また、シティブロモーション推進課の移住促進担当者へ紹介して、移住促進PRに協力していただいたり、他の補助制度を含め支援制度を案内するなど、創業後も継続したフォローを図っています。

○委員（伊藤嘉秀） その創業者での雇用につながった例はありますか。

○松原産業振興課長 令和3年度の転入創業者支援事業の4件については、雇用は生まれていない状況です。

○委員（合田晋一郎） 創業支援に大変有効な補助金であると思いますが、利用者からの相談、要望はどのようなものがありましたか。また、それに応えられていますか。

○松原産業振興課長 事業者及び事業を考えている方からは、多様な相談や要望があり、市で対応できる補助支援等を除き、市内の各関係機関と連携した対応を図っています。

例えば、創業に当たっての事業計画の策定の支援、こういったところの要望、相談については商工会議所を案内しています。また、そもそも創業や起業について勉強したという話があった場合は、金融機関等が実施している創業セミナーなどを案内させていただいている状況です。

また、そうした市内の各関係機関とは、それぞれが実施する創業や企業の支援事業の年間スケジュールなどを共有し、各関係機関と連携した地域一体での創業や起業の支援を目指しています。

○委員（片平恵美） 創業支援補助金の補助件数について、過去3年間の推移を教えてください。

また、いよぎん新居浜・西条みらい起業塾の参加者数の傾向、男女、年齢層などを教えてください。

○松原産業振興課長 補助交付件数の3年間の推移については、令和元年度は創業支援事業が6

件、女性創業支援事業が9件で計15件、令和2年度は創業支援事業が8件、女性創業支援事業は9件で計17件、令和3年度は、決算成果の掲載の表のとおり計30件となっています。コロナ禍ではありますが、令和3年度は、制度創設以来最多の申請数となっています。

また、みらい起業塾の傾向は、現在の形態で開催するようになった平成29年度から令和3年度までの過去5年間で、参加総数は91名です。その91名のうち、コロナ禍の直近の2年間で約55%となる50名の参加がありました。男女別、年齢層別については、過去5年間では、女性が約57%、男性が約43%と、女性の受講割合が高くなっています。また年齢層については、受講者は20代から80代まで幅広く受講いただいておりますが、最も多いのは40代で30.8%、次いで30代が27.5%、そして50代が22%となっており、30代から50代で全受講者の約8割を占めている状況となっています。

○委員（片平恵美） 商店街の空き店舗の活用の例がないと答弁がありました。それではどういう場所が人気、立地の希望が多いところかという傾向はあるのでしょうか。

○松原産業振興課長 立地の場所については、業種によってその指向は様々なところはありますが、ロードサイドであったり、駐車場スペースが一定確保できるところなどが全般的には皆さんの指向としてお持ちかなと考えています。令和3年度、商店街での空き店舗活用事業はなかったのですが、実はこの創業支援補助金で1件商店街に立地していただいた方がいます。

【新居浜市IOT推進ラボ実施事業費（繰越分）】

○委員（白川誉） 主な活動実績を教えてください。会員は何名になりましたか。委託先と再委託先の業務内容を教えてください。IOTの推進というのは中長期の継続が必要だと思いますが、今後の予算確保に向けてどのように動かれていますか。

○松原産業振興課長 主な活動実績については、新居浜市IOT推進ラボを設立し、ラボ委員会の開催、市内企業のDXを推進したいという要望に対する個社支援、ITコーディネーターの派遣、AIやIT技術を活用したワークショップの開催、ラボ総会の開催に合わせたベンダー企業とサービスを受ける企業の展示交流会の開催、それか

らヤフー株式会社と連携して、学生向けの人材育成プログラムの実施、資格取得としてITパスポートの取得支援講座の開催、事業自体のホームページの作成などを行っています。

次に、会員については、組織による登録は36組織、個人での登録が4名となっています。また、委託先については、先ほど申し上げた活動等についての業務を統括して行っていただきました。再委託については、市内企業のDXを推進していく上で高度なレベルの支援を必要とする企業の対応には、経営面からの視点はもとより、業務の項目や、事業の段階に応じたデジタル技術の利活用を進めることが必須であることから、特に専門的かつ総合的な知見が必要と考える個社支援について、再委託を行っています。

予算確保に向けての動きについては、将来的には、会費や地域企業からの報酬等により事業を運営していくということも想定はしていますが、当面は会費等で事業を実施していくことは難しく、行政による支援が必要不可欠だと考えています。そのため、国等の補助金の活用を検討するとともに、業務委託等により一定の活動が可能となるよう、予算確保に向けた検討をしていきたいと考えています。

○委員（白川誉） 委託先と再委託先の業務の中身と実際に行われている予算の配分について、精査はされていますか。

○松原産業振興課長 委託事業ということで、実施主体は市になりますので、事業費は委託先とともに協議を行って、整理をしています。再委託金額についても、私どもが一緒に入り、見積りの精査等をしています。

【サテライトオフィス等誘致支援事業費】

○委員（越智克範） これまでの成果や効果はどうですか。また、利用者の評価はどのようになっていますか。令和3年度の開設運営事業は当初の目的どおり実施できましたか。また、空き施設の改修、改築の実績も達成できましたか。予算に対して決定額が少ないが、この要因は何でしょうか。また、この対策はどのように考えていますか。今後の課題及び推進計画はどのように考えていますか。

○松原産業振興課長 まず、成果等については、令和3年度は1件のコワーキングスペース施設が新たに開設されています。市で直接利用者の声を

伺ってはいませんが、補助対象事業者へのヒアリングでは、想定以上の利用や県外からの利用者が一定あると伺っています。

次に、本事業の2つのメニューの一つである開設・運営事業は、市内に事業所を有していない企業によるサテライトオフィスの新規開設を目標としていましたが、結果として、市外、県外からのサテライトオフィスの進出にはつながっていません。なお、繰越分と合わせ、令和3年度事業に整備された3件のコワーキングスペース施設は、全て空き家、空きオフィスを改築、改修したもので、市内空き施設の有効活用は一定図られたものと考えています。

次に、予算に対する決算額については、新たなサテライトオフィスの進出など当初予算で見込んでいた補助申請数に満たなかったため、少なくなったものです。令和3年度で本事業に基づく補助制度が終了したことから、特に対策は取っていません。

課題及び推進計画については、本事業を通じ、新規施設が開設され、市内に新たな人流促進拠点の創出が図られたと考えています。しかし、企業誘致の観点では実績が生まれていません。コロナ禍の下で事業環境が大きく変化中、各企業のオフィス投資への意欲は決して旺盛ではない状況だと認識しています。そうした中で、地方へのサテライトオフィスの誘致を実現、また推進していくためには、各企業のニーズの見極めと地域の特性に合わせたアプローチをより一層重視していく必要があると考えています。

○委員（越智克範） 令和3年度に1件入られたというのは、新居浜びずですか。実際のシェアオフィスの入居はどういうふうになっていますか。

○松原産業振興課長 令和3年度は、駅前の新居浜テレコムプラザ内の駅前CHOIという施設の整備です。繰越事業で新居浜びずを支援しています。新居浜びずの利用状況は、令和3年8月にオープンし、令和3年度末までの間で利用者数は54名と伺っています。そのうち県外の利用者数が10名ということで、約2割の利用者は県外からの利用ということで伺っています。

○委員（篠原茂） サテライトオフィス、テレワークを活用できる施設は、ワクリエ、新居浜びず以外にも増えていますか。入居状況はどうなっていますか。

○松原産業振興課長 いずれもコワーキングスペースの施設になりますが、ワクリエ新居浜と新居浜びずのほかに、泉池町に秘密基地リーワークという施設、それから先ほど答弁した新居浜テレコムプラザの8階に駅前CHOIの2つの施設が整備されています。

入居状況について、ワクリエ新居浜は、シティプロモーション推進課の管轄となりますが、5室あるレンタルオフィスのうち4室が入居、また1室は、産業振興課のサテライトオフィス活用推進事業に充てており、市外事業者を呼び込むためのお試しテレワーク事業に活用しています。

ワクリエ新居浜以外については、オープンスペースの共用というコワーキングスペース施設となっていますことから、入居という概念はありませんが、利用者数は順調に推移しているとお聞きしています。

【新居浜市地域商品券発行事業費】

○委員（白川誉） 商品券の発行数並びに金額、換金額と率と事務費の内訳を伺います。個別の実績データを教えてください。期間終了後の加盟店フォローと実績データの利活用はどのようにされましたか。取扱店の募集に当たり、問題はありましたか。特に、産業分類N生活関連サービスの取扱いについて、対象外となったお店が複数出たと認識していますが、そのことについての見解をお聞かせください。それらを踏まえた総括をお願いします。

○松原産業振興課長 商品券の発行数については5万2,000冊です。発行額では6億7,600万円になります。換金額は6億6,866万4,000円で、換金率は99.5%となりました。事務費の内訳は、委託料が3,860万4,000円、通信運搬費が353万7,600円、その他が約38万円となっています。

次に、個別の実績データとして、取扱店舗登録数は、最終的に1,564店舗になりました。その中で、実際の商品券の利用店舗数は1,031店舗、利用金額の最大は2,450万3,000円という店舗がトップで、ゼロを除いて最少は1,000円でした。

次に、期間終了後のフォローについては、取扱店舗に対してアンケート調査を実施し、結果を業種別の分析、利用状況、店舗での効果などの傾向を把握しました。実績データの利活用については、本年度、類似事業の立案に当たり参考としたほか、利用実績のあった店舗に対して取扱店舗登

録の案内を行っています。

次に、取扱店の募集については、生活関連サービス業に限らず複数のお問合せがありました。対象業種については、原則、総務省が定める日本標準産業分類にのっとり整理をしました。生活関連サービス業の取扱いで対象外となった店舗については、主に医業類似行為に当たるとの判断により対象外とした事例がありました。判断の際には、厚生労働省や消費者庁など国の各機関より発出されている通知等を参考としました。

次に、総括については、アンケートによると、新規顧客の獲得、既存客の利用促進等につながったなどの意見もいただいております、特に飲食業においてそうした意見の割合が高く、外出自粛等の影響を受ける市内飲食業者の支援につながったものと認識しています。また、一定市民の購買意欲を刺激し、消費喚起効果をもたらすことができたと思っております。

○委員（白川誉） そもそもの趣旨が、コロナで影響を受けている事業者の支援と消費喚起策と認識しています。具体的に言うと、ソフト整体をやっているところで、医業に似ているという言葉だけでは駄目なのは認識していますが、今回の事業の趣旨を踏まえて、実際にそのお店に行けば、その辺の普通のエステサロンと同じようなことをやっているということが分かるにもかかわらず、決めているから無理ですというのは、これを採用すると国の支援金がもらえないからなのか、国が決めているからなのか、そのあたりの取扱いを教えてください。

○松原産業振興課長 生活関連サービス業の取扱い、対象の業種を日本標準産業分類に基づく対象業種のうちの幾つかに定めたのは、市としての整理です。医業類似行為に当たるか当たらないかで、対象とするか、対象外とするかという判断も、国に何か、国からの縛りがあるというよりも、私ども市としての判断で整理をしました。

【インバウンド観光推進費】

○委員（越智克範） 大幅な予算未達となっておりますが、原因は何でしょうか。また、当初予算の実施項目も削減されていますが、要因は何でしょうか。

全体計画とその推進方法について、どのような考え方を持っていますか。また、課題があると思えば、その対応策を示してほしい。

○矢野観光物産課長 大幅な予算未達の原因及び当初予算の実施項目の削減理由については、当初予算をベースでお答えすると、本事業のうち、海外との往来が発生する事業は、新型コロナウイルス感染症の状況が改善せず、渡航制限の緩和がなされなかったことにより、主要事業の実施ができませんでした。このため、2月補正にて予算を減額しました。

全体計画とその推進方法、課題については、令和2年度に第55回地域再生計画の認定をインバウンド関連事業として受けており、全体計画及び推進方法については、この地域再生計画に基づき、日本旅行のリピーターの多い台湾を中心的なターゲットとして、産業遺産等を軸に、本市に外国人旅行客を誘客していく予定でした。

課題としては、現在、渡航制限が緩和されればかなりで、メジャーな観光地とはまだ言えない本市においては、まず日本への外国人観光客数自体がコロナ禍以前の状況まで回復しなければ、市単独での外国人旅行客の誘客は難しいと考えていることから、受入れ体制の整備を進めながら、県や他の市町村との広域での誘客を今後進めていきたいと考えています。

○委員（越智克範） 新居浜としてインバウンドをする上で一番ポイントとして考えているのは何ですか。

○矢野観光物産課長 ポイントとしては、まずは新居浜市が世界にも誇れる産業遺産群の磨き上げとそれを効果的に外へ発信することであると考えています。現在、東平にも行けない状況にはなっていますが、効果的なPRができますよう、今後、努めていきたい。

○委員（合田晋一郎） インバウンド観光推進費45万円、これは愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金ですが、協議会へは市はどのように関わっているのか。また、協議会参加への効果をどのように認識していますか。

○矢野観光物産課長 愛媛県観光国際テーマ地区推進協議会は、県と13市町及び観光関連団体の全24団体で構成されており、愛媛県が事務局を担う協議会です。この協議会への関わりについては、協議会が実施する各種の事業について、市で参画できるものについては参加し、各種の事業者向けのメニューは、市内の各事業者への情報提供、それから参加案内などの取組を行っています。

協議会参加への効果については、協議会の事業のみならず、協議会事業以外においても、県が実施するインバウンド関連事業において、市が単独で実施することが費用面などから難しい事業への参加が、この協議会に入っていることで可能となりることや、同じような問題や課題を抱えている県内の他の自治体や事業者とのつながりが生まれるなどの効果があると認識しています。

【工業用地造成事業特別会計】

○委員（伊藤嘉秀） 差引き額5,979万4,000円は、未工事部分の繰越ですか。決算附属書類308ページには、普通財産として工業団地臨海工業用地4万1,877平米の現在高となっていますが、この土地は売却できる土地ですか、所在地を教えてください。以前に売却できる工業用地はなくなったと聞いていたので、公債費の現在高1億4,635万円の返済計画はどのように考えられていますか。4万1,877平米の売却で返済できるのですか。

○松原産業振興課長 差引き額は、未工事部分の繰越しというわけではなく、特別会計の歳入と歳出の差額になっています。

収入としては、土地売却収入、それから市債、令和2年度特別会計からの繰越金となっており、支出については、公債費や造成事業の負担金、委託料となっており、差引き額は全て令和4年度と同特別会計に繰越しています。

普通財産の4万1,877平米については、多喜浜、阿島、黒島のほか、港町、観音原町など、市内6か所、32筆の土地の合計面積となっています。一部売却が可能な土地もありますが、この32筆のうち約3分の2は道路や護岸となっています。

公債費の返済については、令和元年度から事業を進めていました大江の内港地区埋立地について、今年度中での売却に向けた協議を進めており、同埋立地の売却収入をもって返済可能と見込んでいます。

午後 2時50分休憩



午後 2時59分再開

認定第2号 第5グループ質疑

【空き家対策事業費】

○委員（近藤司） 空家等対策計画とはどのよう

な内容の計画ですか。

老朽危険空き家と特定空家の判断基準はどのようになっていますか。また空家等対策協議会のメンバー構成はどのようになっていますか。

令和3年度は老朽危険空き家11件分の補助を行っていますが、市民からの要望件数はどのようになっていますか。また、1件当たりの補助金額、採択条件はどうなっていますか。

市内に老朽危険空き家がたくさん見受けられますが、採択条件を緩和して、老朽危険空き家の除去を促進してはどうかと考えますが、いかがですか。また、所有者不明の老朽危険空き家についての対策はどのようにしていますか。

○横山建築指導課長 空家等対策計画については、空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条に規定されており、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地利用の促進、特定空家に対する措置、その他特定空家等への対処に関する事項等を定めた計画です。

老朽危険空き家の判断基準については、新居浜市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱に記載されており、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある空き家のうち、空き家の不良度が100点以上のものです。県のガイドラインを参考に、基礎、外壁、屋根などの構造物の不良度判定を基にしています。

特定空家等の判断基準については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、新居浜市特定空家等判断基準を策定して判断しています。老朽危険空き家と違う点は、住宅以外の建築物が対象であること、著しく景観を損なっている場合も判断に含めていることです。いずれの判断も空き家等が起因となる危険等の切迫性が高いかどうか、個別の事案として、その都度適切に判断しています。

空家等対策協議会のメンバーについては、新居浜市空家等対策協議会設置要綱により、会長として、市長、委員として、市民団体等代表者の連合自治会長、学識経験者として、建築士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、法務局統括登記官、庁内委員として、シティプロモーション推進、資産税、廃棄物対策、危機管理、消防予防の関係課の長により組織され、計13名のメ

ンバー構成となっています。事務局を建築指導課空き家対策班が担当しています。

市民からの要望については、令和3年度の補助事業の相談件数は60件となっていますが、補助対象とならない物件がほとんどで、次年度への持ち越しはありませんでした。

1件当たりの補助金額については補助対象経費の80%、上限80万円となっています。補助対象要件としては、主に居住の用に供する建築物であること、居住、その他使用がされていないことが常態であること、そのまま放置すれば倒壊につながるおそれがあり、住宅の判定基準の不良度100点以上を満たしていること、建築物が建ち並んでいて沿道要件に当たること、道路境界から45度の線を引いて、老朽危険空き家に干渉する等が要件となります。

老朽危険空き家の採択条件の緩和について、老朽危険空き家除却事業は、国費、県費からの費用の一部を補助していることから、国費、県費の採択条件の変更は困難であり、市独自で補助対象要件を緩和することは難しいと考えています。空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家等については所有者が第一義的な管理の責任を負うことと規定されていることから、空家等の所有者等による除却が原則となります。そのため、まずは優先的に対応すべき現行補助制度の要件に沿った老朽危険空き家の除却を推進していきたいと考えています。

また所有者不明の老朽危険空き家の対策については、空き家の相談があれば所有者等を確認するための調査をしますが、所有者等が亡くなっている場合は、戸籍等も確認し、法定相続人に対して改善依頼文書を送付しています。所有者不明の老朽危険空き家等については、周辺の住民や土地所有者、元居住者の聞き込み等により調査し、空き家所有者を特定するよう努めています。しかしながら、どうしても特定できず、現状について変わらない場合は、周辺環境への影響を考慮しつつ、所有者不明の特定空家等と判断、認定し、略式代執行による除却も検討する必要があると考えています。

【がけ崩れ防災対策事業費】

○委員（篠原茂） がけ崩れ防災対策事業は愛媛県の事業と思っていましたが、市債730万円、一般財源20万2,000円の支出がありますが、内容を

教えてください。

○町田都市計画課長 がけ崩れ防災対策事業の内容は、愛媛県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業と新居浜市が事業主体となるがけ崩れ防災対策事業の2種類があります。

市債の内訳は、愛媛県が主体となる事業への寄附金のうち220万円分と、市が主体となる事業の事業費のうち510万円分です。

一般財源の内訳は、愛媛県が主体となる事業への寄附金のうち17万8,000円分と、市が主体となる事業の事業費のうち2万4,000円分です。

市が主体となる事業のがけ崩れ防災対策事業は、県で採択されない小規模な自然崖の崩壊を防止するための施設を整備する事業であり、令和3年度については、阿島A地区において、擁壁落石防護柵を整備し、急傾斜の防護対策を実施しています。

【大島サイクリングロード環境整備事業費（繰越分）】

○委員（田窪秀道） 今回、コロナ禍の中、国庫支出金を活用し、大島一周道路の雑木撤去並びに沿道の草刈りを実施していただいたが、島民や市民から何か評価はありましたか。

2番目、工事期間中何度も大島に入り、見せていただきましたが、途中工事期間が延長され、作業が完了した時点で、最初に草刈りしたところにはもう草が伸びていました。作業手順は適切だったと考えていますか。

3番目、緊急車両が通行可能となって島の安全が担保されたと感じますが、毎年の予算も限られる中、継続して事業を行う計画等があれば御所見をお願いします。

○高橋道路課長 大島サイクリングロード環境整備事業は、国の地方創生臨時交付金を活用して、大島一周道路の自転車走行環境の整備を目的に実施し、沿線の雑木等を大規模に伐採し、路面と側溝の土砂も撤去したことにより安全な通行空間を確保することができました。

島民や市民からの評価としては、事業実施後には自治会の方からお礼の言葉をいただき、また、今年8月に実施した離島振興計画策定に係る島民アンケートにおいても、自由意見の中で道路がきれいになって助かった、昔に比べ道路はよくなったとの意見をいただくなど、一定の評価を得ていると感じています。

次に、作業手順が適切だったかについて、本事業における業務委託契約期間としては、当初、令和2年12月25日から令和3年3月31日まででしたが、伐採木等の量が想定以上に多かったため、契約期間を令和3年6月30日まで延長し、伐採木等の処分を含め、作業が完全に終了したのは4月末でした。

今回の業務では、これまで雑木に覆われ、日が当たらなかった区間が明るく開けたことで、雑草がこれまで以上に早く伸びてしまった点は想定外でしたが、作業に当たっては、作業区域前後が通行止めとなるため、作業中もできる限り島内いずれかのルートで迂回が可能となるように調整しながら、片側から順次作業を進める必要があったため、作業期間は長くなってしまいましたが、作業の手順としては適切であったと考えています。

最後に、継続して事業を行う計画については、今回の業務により、これまで緊急車両等の障害となっていた雑木の多くを伐採し、安全な通行空間の確保ができましたが、道路にはみ出してくる雑草の処置は毎年必要となるため、本年度も従前と同様に、市単独費での除草業務を年2回実施しています。

しかし、路肩の雑草や民地から道路に垂れ下がってくるヨシダケは成長が早く、また離島のため、処分等に係る作業コストが高くなるため、限られた予算での対応には大変苦慮しています。

今後は、大島一周道路を良好な状態で保持することについて、地元自治会をはじめ島内外の市民の方々との協働の可能性について調査研究を進めるとともに、今回の臨時交付金のような国の補助が得られる施策についても情報収集を続けていきたいと考えています。

【都市計画諸費】

○委員（伊藤優子） 負担金補助及び交付金として都市計画協会、コンパクトなまちづくり推進協議会、全国都市公園整備促進協議会負担金とありますが、どのような組織でどのような協議会ですか。また、どのようなことが話し合われていますか。

○町田都市計画課長 まず、都市計画協会は、都市計画の基本政策を研究し、関連する制度、事業の分野について調査研究、出版、講習会の開催、情報提供などの事業を通じて都市政策全般の発展を図ることを目的とした公益財団法人であり、正

会員は地方公共団体、法人、個人により構成されています。

次に、コンパクトなまちづくり推進協議会は、立地適正化制度や都市再生整備計画事業制度を活用して行うまちづくりについて、情報、資料の収集、提供、意見交換、また相談などを実施することにより、地域の創意工夫の下、コンパクトなまちづくりを推進していくことを目的としており、都道府県、市町村、特別区から構成されています。

次に、全国都市公園整備促進協議会は、公園緑地問題を総合的に研究して、公園緑地整備を図るための税財政上の具体的方策を推進することを目的とし、都道府県、市町村が参加しています。

どのようなことが話し合われているかについては、都市計画協会では、都市計画に関する情報収集、整理により、まちづくりの動向の分析をしています。まちづくりの諸情報を提供するために、協会機関誌「新都市」の発行、また事業等にも関連する図書の刊行、地方におけるセミナー、講習会等を開催しています。

次に、コンパクトなまちづくり推進協議会では、立地適正化計画制度とその実現手法としての都市再生整備計画事業を進める上での事例や課題、問題点などを解消するための勉強会を開催、さらにまちづくりのための各種事業を活用し、他市のモデルとなるまちづくりの取組事例を紹介しています。

次に、全国都市公園整備促進協議会では、憩い、レクリエーションの場の提供、都市環境の改善、防災性向上など、安全で豊かな市民生活を実現する上で欠かすことのできない都市公園等の整備促進を図るため、国として講じる政策について提言活動を実施したり、公園緑地行政等について、国と会員との意見交換会を開催しています。

【公営駐車場運営管理費】

○委員（伊藤嘉秀） 1台当たりの使用料金は非常に低額で、市民サービスが行き届いていると思いますが、事業明細の事業概要を見ると、大部分が消費税の必要な支払い項目で、一般財源から約18%の支出をしています。消費税分10%程度の料金値上げは検討していないのですか。

○町田都市計画課長 令和3年度の収支については、約389万円を一般財源から支出しています。これは、令和2年度以降の新型コロナウイルス感

染拡大の影響を受け、駐車場及び駐輪場の使用台数が大幅に減少したことに伴い収支が赤字になったものと考えています。

新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度の収支は約550万円の黒字となっており、新型コロナウイルスが収束することによって、収支が黒字に転換する見通しがあると考えていますので、現時点では料金の値上げの検討は行っていません。

○委員（伊藤謙司） 収支の話は今お聞きしましたが、多喜浜と中萩の駅の分も、JRに使用料の支払いをして、今借りていると思いますが、あそこは駐輪場代っていただけてないですよね。今後、駅前とのことを考えたら、いただかないといけないと思いますが、どうですか。

○町田都市計画課長 御指摘のとおり、借地しているのは、多喜浜駅及び中萩駅の駐輪場の用地です。多喜浜駅及び中萩駅の駐輪場は、新居浜駅とは違い、屋根だけを設置した管理者を置かない無人の駐輪場です。そのため利用料金をいただけていません。収支的には、借地料の支払い39万8,000円のみとなっていますが、新居浜駅とは管理の仕様、形態が違うため、今のところ、多喜浜駅及び中萩駅については利用料の徴収は考えていません。

【滝の宮公園リニューアル事業】 【滝の宮公園リニューアル事業（繰越分）】

○委員（藤田幸正） 滝の宮公園リニューアル事業と次の繰越分も併せてお願いします。

この間、現地に行かせてもらい、見せていただきました。非常にきれいにできており、そういった中で、事業費についてはここに書かれておりなので、内訳はいいのですが、これだけでできて結構利用者がいると、そのときに出来上がった令和2年、令和3年の分の継続分は、効果をどのように捉えていますか。そして、利用者の声がどういうものがあるのか。また、滝の宮公園全体をどのようにリニューアルして、何か年くらいの事業を考えているのか。

それと、利用者からよく聞く駐車場のことがあるので、そのことについても何か考えがあれば教えてください。

○町田都市計画課長 滝の宮公園の事業効果をどう捉えているかですが、事業を実施することにより、市民が安全かつ快適に公園を利用することができ、子供から高齢者まで多くの方々にぎわ

い、さらなる市民の健康増進や憩いの場を提供できていると考えています。

令和2年度、令和3年度の整備では、大型複合遊具や健康遊具、散策路等の整備をしており、子供から、散歩を楽しんでいただけるお年寄りまで、多様な世代のニーズに応じた親しみやすい公園になっていると考えており、都市計画課にも喜んでいただいている声が届いています。滝の宮公園をどのようにリニューアルしようとしているかということですが、地元の関係団体を中心に組織された滝の宮公園のリニューアル計画策定委員会において、平成31年3月に策定された滝の宮公園のリニューアル基本計画に基づき、市民のレクリエーションの場、憩いの空間、時間を提供し、多くの来園者に親しまれるように、本市の代表的な公園と位置づけて整備を行っています。

公園全体をジュニア遊園ゾーン、ファミリー花見ゾーン、シニア健康ゾーン、大池レクリエーションゾーン、展望ゾーンなどのゾーンに分け、多くの方々の幅広いニーズに応えられるような整備を考えています。

何か年の事業かということですが、全体の計画としては、令和元年度から令和10年度までの10か年の全体計画ですが、まずは1期計画として、令和5年度までの5か年において、エントランスであったり、大型複合遊具、日本庭園、大池周辺の整備を行っています。

次に、駐車場の件ですが、現在、滝の宮公園には、第1駐車場から第3駐車場まで計98台が駐車可能となっています。

しかしながら、大型複合遊具や健康広場の整備をしたことにより、慢性的に駐車場が不足している状況です。

当初、整備予定だった第4駐車場については、現在協議中ですが、県道からの進入路の安全性の確保の問題で、地元自治会との協議を行っている状況です。

○委員（藤田幸正） 今駐車場で、県道から入る第4駐車場というのはどの辺ですか。

○町田都市計画課長 第4駐車場の候補地の場所は、川西高齢者センターの北側、シルバー人材センターの南側のところです。

○委員（藤田幸正） でも、そこは、周辺の人たちから非常に好ましくないという御指摘をいただいていると聞いていますが、どうですか。

○町田都市計画課長 進入路の問題、危険であるというお話を地元からいただいており、それも含めて、何か対策できることは対策した上でということ、今、自治会、地元住民の方々と協議を行っているという段階です。

○委員（藤田幸正） リニューアルの作成委員会はどういったメンバーで組織されているのですか。

○町田都市計画課長 策定委員会のメンバーですが、地元の自治会、校区の公民館の方々、あと滝の宮公園ですので、学識経験者として、獣医師の方々、そういったメンバーで構成されています。

○委員（田窪秀道） 大型複合遊具を据え付ける途中で、市民の通報により不具合が発覚しました。行政は業者にどのような処分を下したのか、教えてください。

2番目は、先ほど利用者の声や効果をお聞きしたので、省きます

3番、夜は無人になると想定されますが、周辺には消火設備や監視カメラはありますか。

○町田都市計画課長 施工業者への処分については、施工不具合の是正工事が完了した時点で完了報告書を受領し、新居浜市建設工事指名停止措置要綱に基づき、過失による粗雑工事に該当するものとして、2か月間の指名停止措置を行っています。

次に、滝の宮公園の大型遊具周辺の消火設備については、管理棟に消火器を4本ほど設置しています。

滝の宮公園の監視カメラについては、第1駐車場に4基、動物・遊具広場に3基設置しており、そのうちの1基は大型複合遊具が映る位置に配置されています。

【新居浜マリーナ管理運営費負担金】

○委員（黒田真徳） 施設管理委託業務の委託内容、委託料の内訳について教えてください。

また、船の係留等による収入は年間どのくらいですか。

○山下港湾管理課長 まず、施設管理委託業務の委託内容については、指定管理者制度を導入しているマリナーパーク新居浜の管理運営業務全般となります。

具体的には、施設の使用許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、マリーナ施設の使用に関わる料金の収受に関する業務等

です。

委託料の内訳については、人件費、保守点検等委託費、光熱費、施設修繕費等です。

次に、係船等による年間収入については、マリナーに保管している船舶の年間保管料が約2,630万円、外来艇の一時係留保管料は約100万円の計2,730万円です。

【マリーナ施設改修事業】

○委員（伊藤謙司） コロナ禍で利用者が増加した中で、の利便性向上のための施設修繕であると思いますが、コロナ禍以前と現在の利用者の増減はどうなっていますか。

○山下港湾管理課長 利用者の状況については、コロナ禍以前の令和元年度から令和3年度までの利用者数を確認すると、令和元年度が約11万8,000人、令和2年度が約9万2,000人、令和3年度が約9万3,000人であり、コロナ禍以前の令和元年度と令和3年度を比較すると約2万5,000人減、約2割の減となっています。

【東予港（東港）建設事業】

○委員（黒田真徳） 施設の防災・減災対策事業とありますが、主にどのような対策がされましたか。

○山下港湾管理課長 東予港東港地区については愛媛県が港湾管理者であり、新居浜市は愛媛県港湾管理条例に基づき施設の管理委託を受け、日常の維持管理を行っています。

また、施設の修繕については愛媛県が実施しており、改修に要した費用の3分の1を新居浜市が負担金として支出しています。

このようなことから、本事業でどのような対策がされたのか、工事を発注した愛媛県東予地方局建設部へ確認したところ、臨港道路東港線内に係る無名橋の排水渠側壁断面の補修工及び補強鉄筋挿入工を実施し、地震時の耐震補強を行ったとのこと。

午後 3時33分休憩



午後 3時35分再開

認定第2号 第6グループ質疑

【消防職員特別研修費】

○委員（藤田誠一）

いつ、どこで、誰が、どのような研修をしましたか。研修後の成果を教えてください。

研修対象者の選考基準はありましたか。研修希望者の申告を基に選考したのですか。それとも、命令による研修派遣なのですか。

県内他市と比べて、本市の研修頻度はいかがですか。

○後田総括次長（消防総務課長） 消防職員の特別研修費については、消防職員が業務遂行に必要な資格の取得や資質の向上を目的として、各種教育機関に入校させています。研修の時期については、各機関の年間計画を参考に、1年間の職員派遣計画を作成し、実施しています。主な研修場所については、愛媛県消防学校、救急救命研修所及び消防大学校です。

内容については、まず愛媛県消防学校は、採用後の6か月間、消防吏員に必要な基礎知識及び技術を習得するための初任教育や救急業務を行うために必要な資格を取得するための救急科、それ以外にも、救助科、警防科、予防査察科、火災調査科、初級幹部科など、様々な専科教育があります。

次に、救急救命研修所は、救急救命士国家試験の受験資格を取得するため、6か月間入校しますが、毎年1名を派遣しています。

次に、消防大学校は、様々な専攻科目のうち、県に割り当てられた枠の中から希望した科目について県下消防本部で調整を行い、入校科目が決定されます。近年の入校実績としては、直近の10年間で、救急科及び幹部科にそれぞれに2名、危険物科、救助科、警防科、予防科及び指揮隊長コースにそれぞれ1名の計9名となっており、年1名程度が入校しています。

研修後の成果については、救急救命士の資格取得ができていること、各種研修で学んできたことを、消防、予防、救急、救助など、各分野で積極的にフィードバックすることで、消防業務及び活動の向上が図られています。

選考基準については、毎年12月に実施する職員希望調査における各機関及び科目への入校希望を基礎資料として、年齢、勤務年数及び実情に応じて消防総務課で人選し、派遣しています。

県内他市と比べての本市の研修頻度については、ほぼ同様の派遣実績です。

【消防団活動費】

○委員（伊藤嘉秀） 消防団員の報酬の計算方法を教えてください。火災出動数、演習・訓練参加

数、警戒活動参加数が組み込まれているのですか。1回当たりの単価は幾らぐらいになりますか。

○後田総括次長（消防総務課長） 消防団員の報酬の計算方法については、年額報酬と費用弁償があります。年額報酬については、消防団長から団員までの各階級に応じて、条例で定められた年額を支給しています。また費用弁償については、活動後、消防団から提出される出動報告書などに基づき、火災、訓練、警戒などの出動回数及び人数を確認し、定められた単価を乗じて計算し、組み入れています。

1回の単価については、今年度から処遇の改善を目的として金額等の改正を行っており、従前の費用弁償から出動報酬とし、金額については、主なものとして、訓練及び警戒は1回1,810円から1日につき2,000円、火災は1回1,940円から1日につき2,000円で、8,000円を上限に、2時間経過するごとに2,000円を加算することとしています。

午後 3時41分散会

